

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員 なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事書局長	寺島正躬
議事書記	木野村幸子
議事書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
教育長	宮川浩兵
教育次長	木野村學
参事兼総務課長	山本繁美

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 一般質問

税務課長	高橋勉
住民保険課長	勇憲一
福祉健康課長	奥野政興
上下水道課長	豊田政晃
都市環境農政課長	大平喜義
会計室長	渡辺雅尚

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二まで

午前九時三十二分 開議

一、議長 井野勝巳君 それでは、改めましておはようございます。

連日の御審議を賜りまして、大変御苦労さまでございます。

また、きょうは六名の方の一般質問が通告されております。なかなかまちづくりに関する貴重な御意見が出ておりますので、しっかりと進めさせていただきたいと思っております。

それでは会議を開きます。

ただいまの出席議員数は十人であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより平成二十年第一回北方町議会定例会第三日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名

議員は、会議規則第百二十二条の規定により、議長において六番立川良一君及び七番戸部哲哉君を指名いたします。

日程第二 一般質問

一、議長 日程第二、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。

最初に、安藤浩孝君。

一、二番 安藤浩孝君 それでは、暮らし安心・安全から、一番目にバスターミナル構想につきまして御質問をさせていただきます。

去る二月四日、岐阜市役所本庁舎四階全員協議会室におきまして、大学教授三名を初め、国土交通省、中部地方整備局、中部運輸局、県土木、県都市建築、県警本部交通企画、交通規制、岐阜市企画、まちづくり、岐阜乗合自動車——これは岐阜バスの専務さんの御出席であります——の担当者が集まり、岐阜市の都市づくりの基本方針五項目の一つである「環境や人に優しい交通システムの構築を図る」、その中から、公共交通バス路線をわかりやすく、便利で、使いやすいものとする再編計画の検討がなされました。それは、JR岐阜駅を中心点として、放射線状に八幹線を公共交通軸とし、枝葉として支線を設け、都市間連携の強化を進め、公共交通ネットワークの構築を図るとされております。

八つの幹線のうち、一つが岐阜・関ヶ原線、つまりJR岐阜駅、都通り、大縄場大橋、島有料橋、そして北方方面であります。

検討資料の中から一部抜粋して、原文のまま読み上げます。小題として「広域バス幹線におけるターミナル」。広域的バス幹線については、周辺市町における乗り継ぎ利便性の向上を図るべく、関市、北方町等においてバスターミナルの設置をする必要があると記されております。

八幹線の設定地図にもトランジットセンター、今資料をお渡し

しておりますが、トランジットセンターということであつと印がありますが、このトランジットセンターというのは、バスからバスへの乗り継ぎ拠点のことでございます。単なるバスターミナルではございません。その候補地といたしまして、赤いマークで「北方バスターミナル」と記されております。このように北方町は、広域的バス幹線において、立地環境的に非常に重要な役割を課せられているものと思われまふ。

それでは本題に入りまして、バスターミナルの件でお尋ねをいたします。

北方町は、平成十七年九月三十日まで名鉄揖斐線が東西に走り、美濃北方、北方千歳町、北方東口の三駅が、北方町の玄関口として人や物の流れ、いわゆる物流の中心として、今日の発展の礎をつくってきたわけですが、鉄道の廃線後、三つの駅からは、人や声や笑い顔で埋まったかつてのにぎやかな駅は消え、当時を知る者にとっては、さびたレール、トラサくで閉ざされた駅舎は余りにも寂しく、痛々しく見えてまいります。

かつてこの三駅で交通調査を実施いたしましたところ、三駅で一日二千七百人ほどの乗降客がありました。鉄道がなくなり、バス路線に転換をされ、新たにバス停が新設されましたが、どのバス停も閑散としており、それは人が集まる施設になっていないからであります。駅はバス停と違い、待合室、いす、トイレ、照明、公衆電話、時刻表、運賃表、路線図表等があり、人が集まる施設になっております。鉄道がなくなり、駅もなくなり、それに伴い北方町の中を漂う元気のなさ、この閉塞感の停滞ムードの中心のよりどころとして、今こそ町の中心に新たな北方町の玄関口、バスの駅、バスターミナルが必要と考えております。

十二月議会の一般質問でもお伝えをいたしました、乗降調査

で、多数の利用者から、雨の日、風の日、夜でも明るく安心・安全な待合室があるターミナル設置の要望が多数寄せられました。そのバスターミナルでは、行き先系統別の乗降ホームを二面ほど設け、駐輪場、送迎一時駐車場を設置し、待合室にはトイレ、照明、公衆電話等を備え、既に名古屋市営バスや岐阜駅バスターミナルで導入をされております自動式行き先案内板での表示、並びに案内放送をし、行き先がわからない、またその経路がわかりにくい等々の不安を解消できるものといえます。

現在、北方町には七路線百八十一本のバスが南北・東西に運行されておるわけですが、路線が大変複雑で利用しづらい面があります。そこで、この七路線百八十一本をすべてバスターミナルに集約をし、岐阜市、旧穂積町、旧真正町、旧糸貫町、大野町方面行きのバスを十五分間隔の運行とし、待たずに乗れる公共交通とし、本巣市、揖斐西部地区のバス、コミュニティバスの乗り継ぎ機能を有し、需要特性に応じた特急バス等の導入で新たな需要を喚起し、岐阜西部地区の一大拠点とし、その地位を確立すべきものと思います。

以上、私の考えを述べましたが、町長さんの選挙公約であるバスターミナルの構想の概要をお聞きし、またどのように進んでいるのか、進捗状況も重ねてお聞きしたいとお願いをいたします。

また、国が新年度に創設するものとして、事業の二分の一が国の補助を受けられるものとして、地域公共交通活性化再生総合事業の支援制度を活用するため、町やバス事業者、道路管理者、市民らによる協議会を立ち上げ、地域公共交通の活性化や再生を総合的に推進する計画を策定し、支援制度を利用、活用する考えはございませんか、お聞きをいたします。本巣市では、この制度を新年度に活用し、新しいバス路線の実証運行の試験に入ると聞いて

ております。また、北方町と同じく揖斐線、谷汲線を失った大野町では、バスターミナルの第二期工事に入り、今月十九日に竣工をします。完成すると長さ百メートル、奥行き五十五メートル、千六百坪数の敷地スペースで、乗車場、降車場の二面スペース、待合室、独立したトイレ、パーク・アンド・ライドを意識した四十二台分の普通乗用車の駐車場、そして百台分の駐輪場、どれをとっても揖斐線、谷汲線を失った町の喪失感のみじんも感じられませんでした。そういったことも含めまして、町民も一日千秋で待つておるんです。バスターミナルの建設に一層の拍車がかかることを期待いたしております。

続きまして、バス停の新設についてお尋ねをいたします。

バス路線モレラ岐阜線の北方西部地区には、現在バス停がございません。現在、国道百五十七号線を利用運行しているバス路線は、朝夕限定の大野北高線、岐阜高専線を含めて四路線が運行されておるわけですが、そのうちモレラ忠節線については、栄町バス停、これは堀部工務店の前からですが、隣町本巣市高砂町までバス停がなく、旧名鉄美濃北方駅を利用していた人たちが、つまり北方町西部地区、加茂町、戸羽町、俵町、増屋町、梅野町及び新加茂区画整理地区の住民は、百五十七号線にバス停がないため大変不便であります。

バス停が新設されれば、北方町西部地区は一時間に一本のバスが三十分一本間隔となり、利用しやすいものとなります。何よりも家の近くでバスに乗れるという身近な生活の足として、利用・活用されるものと思われまます。早急に関係機関と密に連携をとり合い、住民の不便さの解消に努めていただきたいとお願いをいたします。

続きまして、バス停の名称についてお尋ねをいたします。

町内には十七カ所のバス停がありますが、複数の路線とバス停の地区限定がしづらく思います。町内外の利用者がわかりやすいように、バス停名称の変更及び名称の追加変更をお願いしたいと思います。

例えば、「百年記念通りバス停」を「北方町役場前」に、「北方河川公園前バス停」を「アピタ北方店前」に、「北方円鏡寺前バス停」につきましては、「円鏡寺前 北方中学校前」への追加変更へ、「曲路」、これは大変読みづらいです。平仮名で「すじかい」に、「加茂町バス停」は「加茂町 北方警察署前」、「先ほどお願いしました西部地区のバス停名は、本巢消防本部前」でいかがでしょうか。

公共施設名や大型店舗名の名称を入れることによって、町内外の人たちからわかりづらい路線が、鉄道線のように路線がイメージされるのではないのでしょうか。そういったことが利用促進につながるわけですから、関係機関に申し入れをお願いしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

続きまして、北方バスカードについてお尋ねをいたします。広報「きたがた」、今年の十一月号、本年二月号で、北方町発行の磁気式バスカードの使用は本年三月三十一日までです。町発行の北方バスカード（未使用）につきましては、四月以降に回数券と交換します」という記事を目にいたしました。

北方バスカードは、回数券の無償配布は、岐阜バスの北方・穂積線の運行支援のものとして、岐阜バスに対してバス券の購入をして町民の方にお配りをしているという認識を持っておりますが、いかがでしょうか。

十八年度は、バス券購入費は八百十四万円ということで、千円の回数券がいわゆる八千四百枚つづり、対象別配布金額は児童

七十三万円、芝原地区の定期代金ですね。それから、学生百五十万円、対象人数は百四十四人、一人当たり大体学生一万円ほどの回数券になっているということですね。それから身体障害者、老人が五百九十一万円のバス券配布と聞いております。

新年度も今年度と同様の回数券の配分ということをお聞きいたしました。私は新年度はICカード、アユカバスカードの全戸配布をお願いするものであります。理由は、地球温暖化へ対応するため、先進国の温室効果ガスの削減を約束する京都議定書の採択から始まり、環境への配慮や環境への保全、共生へのライフスタイルが確立をされ、私たちの周りにも普通にCO₂、温暖化対策、エコが語られ、意識、実践されるようになってまいりました。広報「きたがた」三月号は、見開き二ページでレジ袋と環境問題が取り上げられておりました。我が国のCO₂年間排出量の二割以上が自家用乗用車からのものであります。公共交通機関の電車は、一人当たりのCO₂排出量は乗用車の十分の一以下で、バスは五分の一です。私たちが通勤・通学及び休日における交通手段を車から徒歩、自転車、公共交通機関利用等に、年に数回ちょっとした努力をすれば、CO₂削減に多大な効果をもたらすと思えます。

環境省ホームページの掲載で、家庭でできる地球温暖化対策を見ておりましたら、CO₂の排出量の計算方法が記載されておりました。年に一回、岐阜への買い物、通勤の際、乗用車をやめて公共交通のバスに乗りかえると、町民一万八千人が利用しますと、一回だけでCO₂の削減量は約一万二千九百六十キログラムとなっておりまして。これは、五十年杉、大体直径四十センチから五十センチぐらいの杉九百三十二本分のCO₂吸収量と同量の削減効果であります。中央公園とその横のグラウンド、あのあたりが全

部杉林、そのくらいの効果があるということでありませう。

町が七月一日実施を指しますレジ袋の有料化で、レジ袋八〇％の削減で、百八十九トンの削減の十四分の一であります、町民一人ひとりの取り組みが重なれば、大きなものになるものと考えております。

アユカカードとは、ＩＣカードの乗車券で、読み取り装置にタッチするだけで運賃が精算され、小銭の準備も不要です。パスケースに入れたままでも利用でき、高齢者及び傘や荷物をお持ちのお客様にも乗降車時の負担軽減となります。また、一枚のカードを繰り返し繰り返し使用できますので、環境保護にもつながってまいります。また、使えば使うほどお得なもので、平日十時から十六時までの使用なら四〇％の付与率があります。残り金額が少なくなれば何回でも積み増しができ、一過性使用の回数券と違い、このカードが一世帯に一枚あることで継続的な使用につながり、利用促進と地球環境問題意識を深めていただけるものと思っております。

町長がいつも「小さくてもキラリと光る町」とおっしゃっておられますが、これはまさしく小さな取り組みであります、地球環境にとっては大きな大きな御褒美になるものと思っております。そのあたりの環境問題を含めまして、エユカードであるアユカカード導入の件でお答えをお願いいたします。

最後の質問になりました。柱本地区の交通信号機設置についてお尋ねをいたします。

今日の目覚ましい社会、経済の発展とともに、車社会へ依存が強まる中、本町は岐阜経済圏に接しているため、郊内外からの通過地点に位置をし、年々交通量が増加するとともに、交通事故も相まって増加傾向が一層強まっております。本町では、平成十五年から平成十九年まで五年間で、人身事故件数が六百七十八件発生

しており、年平均にしますと百四十件、負傷者数は二百人を超え、北方町のあちらこちらだけがをされている方がお見えになるということでありませう。

岐阜県警の資料統計分析によりませうと、北方町は人口千人当たりの死傷者数は十一・二四人で、県下四十二市町村の中、悪い方から七番目に位置づけされております。また、本町は道路延長が百六キロであります。道路延長十キロ当たりの死傷者数は十九・六人で、県平均六・七人を大幅に上回り、県下で悪い方から岐阜市、岐南町に次いで三番目にランクされております。そういった本町の現況の中、交通量の動向や事故の状況をしっかりと把握をし、計画的な交通安全施設の整備を進めていかななくてはならないと思っております。

北方町柱本地区内町道三百二十九号、町道十三号が交わる交差点、いわゆる北に志門塾が北東に位置するところでありませう。この交差点でたびたび事故が発生をしております。交通量の増加により、交通弱者である幼児、小・中学生、高齢者の人たちの朝夕の道路の横断が危険であり、一つ間違えば大惨事になるのではと住民の方から御指摘を受けました。私も毎日朝夕この交差点を利用、通勤しておるわけですが、年に数回ひやとすることがあります。

そこで、一月十日、十七日の二日間、朝七時から八時までの通勤・通学の時間帯に交通調査を実施いたしました。お配りしました資料のとおりであります。わずか一時間の間に三百九十六台の車と十八台の自転車、百四十四人の小・中学生の歩行者、合計五百十八の人・車が狭い交差点で交わっており、まさに車と車の間をかくぐぐって子供たちが横断歩道を渡っているという感じであります。

特にこの交差点の特徴は交差点での右左折車の割合ですが、三

○%あり、より複雑な交差点としております。また、南北の道路幅は六メートルと、交通量にしては非常に狭く、交差点への進入が深く入り込まなくては見通しが悪い点もあります。

去年、東日本のあるまちで、車と車の出会い頭事故で車が歩道に乗り上げ、歩行者をはね、多数の死傷者が出たというニュースを耳にしました。そういった事故を未然に防ぐためにも、この交差点に信号機の設置を関係機関に強くお願いいたします。

比較をいたしました高屋地区、町道三百六十四号、町道三百八十一号が交わる交差点、いわゆる南保育園の東方に位置する場所であります。この交差点には信号機が設置をされ、百七十人の歩行者、二百五十台の車が、スムーズな人や車の流れが見られました。

ここでお尋ねをいたします。この交差点での交通量、通学者数、交通事故件数の把握をしておられましたか。危険性を感じておられませんでしたか。高屋地区内の信号機設置地点よりも四割も多い交通量、そして狭い見通しの悪い交差点にもかかわらず、なぜ信号機が今現在も設置されていないのでしょうか、お答えをお願いいたします。また、設置の要望を関係機関に働きかけをされましたか、あれば申し込み時期を教えてください。

関連しまして、小・中学生の通学路についてお尋ねをいたします。

教育委員会、もしくは小・中学校でお認めになっている通学路は、仮に一筆書き一本で書きますと、およそ何本ぐらいあるんでしょうか。また、おのおの通学路の利用状況を把握されておりますか。その定められた通学路において、危険場所等を生徒と先生が話し合う機会があるんでしょうか。

以上、通学路につきまして三点と、信号機の設置について御質

問をいたしました。以上です。

一、町長 安藤議員には、たくさんの項目にわたって御質問をいただきました。ありがとうございます。

私からは、恐縮でございますが、バスターミナルの構想とその進捗状況について御答弁をさせていただきます。残余については、担当の課長であります総務課長の方から詳しく御答弁をさせていただきますことをお許しいただきたいと存じます。

まず、バスターミナルにつきましては、前の副町長のもとで、私が就任以来鋭意努力をさせていただいてきたところでございます。ちょうど、県営団地がハイタウン北方として建てかえ工事を進めておりますので、その一角に設置をすべく、県との折衝を数回今日まで続けてきたところでございます。最後の交渉の場になりましたのが、ことしに入って一月二十九日でございます。そのときには県から出向いていただきまして、住宅課の企画官と課長補佐が来訪をいただきました。県の考え方として、まずその土地の無償貸与には現在の県の財政困難なもとでは応じられないということが一つ、したがって有償か等価交換をお願いをしたいというお話ございました。もちろんもう一つの方法としては、賃貸借という方法がありますというお話でございました。

当初、私はそれぞれの地域のまちづくりというのは、ひとり北方だけで行うこともいいかもしれませんが、とりわけああいふ大型な県営団地というものを抱えておりますから、県もそれ相当の応援をしていただくことが最も望ましいことではないかという考え方でございまして、県に直接二度ほど出かけてまいりまして、課長やら部長やらともお話をその点させていただいたわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、大変県の財政事情も逼迫をいたしておりますので、管財課が非常にそのこ

とを心配しておりますので、せつかくの北方町の申し出ではありませんけれども、住宅課として承知をいたしましたという環境にはないというお話でございます。何とか買ってほしいというのが本音のようでございました。

県営団地の建てかえ工事につきましても、今A棟を行っておりますが、もう一棟建て増した後は、はっきり言明されたわけではありませんけれども、建て増しを、建てかえをする考え方は県としては薄いようでございまして、できたらあの土地を、民間かどうかは知りませんが、払い下げをして処分をしたいというような意思であるように私は感じてきたわけでございます。

その回答を受けまして、今内部的にはいろいろ悩みながら、どうした方がよいものかということを考えておるわけでございしますが、私が考えますに、これからの都市政策といえますのは、一つには、高齢化社会と人口の減少化が明らかに避けられない現実というものを、やっぱり私どもは直視をしなければならぬのではないかとということが一つ。二つ目には、申し上げましたように、高齢化と少子化が同時進行することによって住民が生活に困難を感じてくる。そして日常生活の利便性を一層求められてくるということが、その背景として出てくるのではないかとふうに思っておりますわけでございます。三つ目には、したがって、こういうような状況から、従来市街地から郊外へという、いわゆるドーナツ化現象ができておったわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、生活の利便性を求めることによって、この流れが逆になってくるのではないかと。つまり、中心市街地へと生活の場所を求めるといふふうに変わってくるのではないかと、このことによってさらに過疎化が進んでくると、こういうふうにご考えておるわけでございます。

したがって、町の利便性と発展をすることの要諦は、何といっても、議員も御指摘のように交通網の整備であるというふうにも思っておりますところでございます。その意味で、名鉄揖斐線の廃止というものは、この北方町にとって大きな痛撃であったことは否定をすることができないわけでありまして。しかし、お話がございましたように、その代替機関としてバス路線がこの小さな町に七路線も走行をするという、一方での環境もできたわけでございますから、このメリットを生かして、その効果を最大限に引き出すことが必要ではないかというふうにご考えておるわけでございます。

バスターミナルの構想は、選挙で皆さん方にお約束したことでございますから、この発想そのものは、今申し上げましたようなことを根拠として、そういう視点で発想をしたものでございまして、この交通網の整備というものが我が北方町のまちの発展の将来にとって、極めて重要な役割を果たすというふうにご考えておるところでございます。したがって、私といたしましては、さらに県との間に細部にわたっての話し合いを継続させていただいて、住民生活の利便性を図って、豊かな暮らしを追求していく環境を行政として整えたいと思っておりますところでございます。

土地を取得するにいたしましたも、あるいは賃貸にするにいたしましたも、これは金が伴うものでございますし、その金額はそれほど生易しい金額でもないわけでございます。当初私が頭の中で計画をいたしました構想とは、そういう点では条件がいささか違ってきたというふうに思いますが、その財源の捻出を含めて、もう少し時間をいただき、県との間に話し合いを詰めることによって、何とかしてこのバスターミナルを団地の中に設置したいという気持ちで取り組んでおるところでございます。

次に、地域公共交通の活性化、再生事業についてでございますが、これは、私は安藤議員から質問通告を受けましたときに、恥ずかしいことでございますが、こういう法律があつて、その事業が進められておるといふことを承知をしたというほどの知識でございますから、多くを申し上げますことはできませんけれども、いろいろその後調べておりますと、北方町が今構想をしておりますバスターミナルを含めて、この事業に該当をする部分があるように承知をいたしておりますので、このことについてもさらに研究を進めるように職員の皆さんにお願いをして、バスターミナル構想が確実なものになっていくように、これからも積極的に取り組んでいきたいと思つておるところでございます。

いずれにいたしましても、安藤議員を初めとして議会の皆さん方の御協力が、そして住民の皆さん方の御理解が何より大事でございますので、これからも県との折衝を進めると同時に、住民の皆さん方の意識なども十分に確認をしながら、議会の御協力をいただいで、これらの実現のために引き続き努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございますので、御了解をいただきまして、御協力をいただき、また御指導をいただきますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

一、参事兼総務課長 それでは、私からはバス路線関係についてお答えしたいと思います。

最初に、モレラ岐阜線の北方西部地区におけるバス停の新設についての御質問であります。当初の路線は、議員さんが言われるとおり、朝夕のみの、主に学生用の大野北高線と岐阜高専線の二路線が、加茂町の交差点から北への旧国道を走るだけの二路線でした。そこで平成十七年、代替バス路線となる時点で、一度本

巢消防事務組合の前にバス停を設置する案を検討しましたが、やはり加茂町の交差点より東は朝夕の通行車両が多く、渋滞の要因となることや、道路幅員が現在の加茂町のバス停の方が歩道も車道も広いということで、現在の位置となった経緯があります。ただ、現在は議員さんが言われるとおり、この加茂町のバス停を通らないモレラ忠節線が増設されたので、再度、町内を走る路線の見直しも含めまして、御指摘の場所に新しいバス停の設置ができないか、関係機関と早急に検討をしていきたいと思つております。

次に、バス停の名称の変更等についてであります。議員からの提案を一度内部で検討させていただきました。その変更協議のタイミング、時期等もあるかと思つていますが、関係者や岐阜バスとその見直しについて協議していきたいと、そのように考えております。

次に、アユカカードの導入についてであります。

確かに、バス交通の利用を促進する上でも、CO₂を削減するにつきましても、大変有効でいい案だと思いますので、このアユカカードがさらに普及することを願っておりますが、北方町では御承知のとおり、毎年岐阜バスへの直接の助成金にかえまして、高齢者の方や身障者の方、あるいは児童等に対しまして、北方・穂積線利用促進のための助成をしております。したがって、岐阜バスの協力が得られれば、来年度、二十年度からでも御提案のアユカカードをお渡しすることはできるかと思つております。

ただ次年度以降、二年目以降のアユカカードに二年目の助成金、さらには三年目の助成金をどのようにつけ足していくのか、その方法が多少問題ではないかと思つて、アユカカードは精算性が高いので、せっかく助成しても換金されてしまうことも危惧し

ております。一度そうした点も踏まえまして、岐阜バスと導入に向けまして協議していきたいと、思っております。

最後に、柱本地区の信号機の設置についてであります。

当場所の信号機の設置要望につきましては、平成十九年の四月に交通量調査を実施しまして、ただいまの議員さんの調査結果よりも多い、ピーク時に一時間当たりの車両が四百十二台、歩行者百二十五人の調査結果等を添付しまして、北方警察署を通じまして公安委員会の方へ要望申請しております。

そこで信号機の設置についてであります。御承知のとおり県警、公安委員会が設置しますので、毎年県下では百件から百五十件の要望があるそうです。そのうち四十件程度が設置されておるわけでありまして、北方警察署管内でも、十九年度は二十二件の要望に対しまして四件の設置ということでありました。県の方の予算枠や優先順位があつて、非常に厳しい状況であることはわかつていただけるかと思いますが、引き続き北方警察署の方へは設置に向けて強く要望していきたいと思っております。

なお、この三月には高屋のグリーン通りの交差点、青木歯科の前ですが、押しボタン式の信号機が設置される予定でありますので、申し添えて回答にかえさせていただきます。

一、教育次長 小・中学生の通学路についてお答えいたします。

各小学校の通学メインルートの本数、及びメインルートを利用する児童・生徒数につきましては、次のとおりであります。

北方小学校は七本、芝原方面から百七十七人、東加茂方面から三十六人、栄町方面から五十五人、新町方面から十五人、曲路方面から八十三人、春來町方面から二十五人、小柳方面から九十九人。北方西小学校は三本ございます。平成方面から三十二人、給食調理場方面から八十九人、中消防署方面から百二十三人。北方

南小学校は一本でございます。合流する支線も含みまして、学校前にございます南北線、柱本方面から二百二十一人、伊勢田方面から三百十四人。北方中学校は七本でございます。概算数でございますが、北ブロック方面から百三十人、東ブロック方面から五十人、柱本一ブロック方面から百三十人、柱本二ブロック方面から百三十人、それから西一ブロック方面から五十人、西二ブロック方面から五十人、中ブロック方面から五十人となっております。

通学路の危険箇所などの確認につきましては、小・中学校で若干対応は違いますが、小学校は各学校とも通学班がありまして、各学期の初めに班別集会を開いて、危険箇所の確認や不審者の出没すると思われる場所、通学の仕方などについて話し合いを持ち、事故の未然防止に努めております。中学校では、校外生徒会単位での危険箇所の確認を行うとともに、MSJ、マナーズ・スピリット・ジュニアによる安全登下校活動、教職員やPTA郊外生活委員による巡回指導、生徒指導主事の啓発活動などを通して、事故の未然防止に努めております。以上であります。

二番 安藤浩孝君 町長さんの方からバスターミナル構想をじっくり聞かせていただきまして、その必要性というんですか、私と交通政策は一緒の考えでございます。積極的にやっていたら、私もそれなりの勉強も交通政策についてはしておりますので、一緒になって推進していきたいなあと思っております。

それと、名称変更のことなんですが、河川公園とか百年公園のバス停というのはほとんど認識がないんですね。多分これアンケートをとっていただけると、河川公園がどこにあるんだということは、北方町の人はほとんど御存じないと思います。ウオーキングをやったりで、糸貫川の下を歩かれる方は御存じですけど、

私も犬の散歩をいつもしていますから知ってますが、多分犬の散歩をしなかったら、ほとんどがどこに河川公園があるのかわからないと思いますので、また折に触れて、広報なんかでそういうような、中央公園とかわかるところはいいんですけれど、こういう公園をまたぜひ具体的に広報なんかでお知らせしていただけたらありがたいと思います。

それと、先ほどの北方カードなんですが、これ広報には載っていませんが、交換期間ですね。いつごろまでに前の北方カードを持っていったら次のアユカードになるのか、回数券になるのかわかりませんが、交換していただけるのか。その期間、執行猶予期間というか、それですね。それとまた、交換枚数はどの程度持つてみえるということは把握をしておられるんですか。そうしないと、お配りする枚数がちよっと決まっちゃいけないと思うんですが。

それと、信号機のことでもちよっとお聞きしましたが、この柱本地区の信号機は、公安の方に申し込みされました時期はいつごろされたんですか。もう二年、二年ぐらい待っておるような状況なのか、その辺も教えてほしいんですが。それと、これからこういう信号機だとかいろんなものについて、やっぱり実証して、数がこれだけあるんだからというように裏づけをやってかないと、この優先順位というのは決まらないと思いますので、今後こういうようなことがありますたら、そういうような裏づけをしていただきたいというふうに思っております。以前、穂積・北方線でバス廃止論が出たときに、一回総務課の方でバスに実際皆さん乗られて、それで何人ぐらい乗られたというような実証実験も、確か前回やられておると思います。ですから、これからこういうこともひとつお願いしたいというふうに思うわけでございます。

それと、最後に通学路のことで今お答えいただきましたが、本当に明快なことをいただきましたが、ありがとうございます。

それをお聞きしましたのは、実は私も北方中学の卒業式で久しぶりに、四十年ぶりに校歌を歌いまして、思わずじーんとしてしまっただけですが、本当にいい卒業式だったんですが、集団で帰られる機会というのはあるんですよね。例えば卒業式が終わった後、学級がきょうで冬休みに入るかだとか、運動会だとか、そういうときになると、必ず北方の役場前から高屋方面へ行くこの中央通り、すごい人なんです。多分御存じかと思いますが、もう横一列になって、二人じゃないんですよね。七人、八人がずうっと横一列になってしゃべって帰られるということ、おしゃべりしながら帰られるってほっとしたということで、おしゃべりしながら帰られるということもあると思いますが、やっぱり交通マナー、ルールを守らないといけないと思います。

私も実は去年、おとし、中央公園のところの間一髪で中学生をひきそうになりました。それで思わず北方中学へお電話をして、どういふことをやっておるんだということで、ちよっと注意をしまして、すぐ指導の方が来られたんですが、また二、三日すると歩道からはみ出て、もう乗る人も加害者であるんですが、一瞬間違えば被害者になってしまうもので、この辺を十分中学校の方へ指導をお願いしたいということがあります。以上でございます。

一、参事兼総務課長 ただいま御質問がありました、バスカードの交換の時期等でありますが、これは詳細につきまして来月号の広報でお知らせするつもりでおります。

それから、柱本の信号機の申請時期であります、先ほどもお答えさせていただきましたが、一応以前から危険箇所ということ

は承知しておりましたので、いろんな交通対策は練っております。それで信号機の設置につきましては、正式に書類を出しましたのは十九年の四月であります。それで手続の期間としては、一年間署の方で協議されて、現場の方もお知らせするそうです。その必要性が認められると、翌年度に信号機を設置すると、そんなような手続になっております。以上です。

一、教育次長 たいいま生徒が集団で下校というようなことをお聞きいたしました。四月から新年度でスタートするわけでございます。その前に私も学校を通じて、各学校ごとにそういったことを十分注意するように指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

二、安藤浩孝君 以上で終わります。

議長 次に、中村広一君。

一、四番 中村広一君 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は、職員の人材確保について及びきたがた鈴女についての質問をさせていただきます。急速に変化する社会経済情勢と、ますます高度多様化する行政需要など、町行政を取り巻く環境は一段と厳しくなってきました。また、地方社会と町民の生活を支える町職員の役割の重要性がますます大きくなってきております。

このような状況下、北方町においては過去数年間で現職中の職員が病気により六名の方が亡くなられ、現在一名の職員が病氣療養中であり、さらには一月末日をもって、一身上の都合により廣瀬副町長が退職されました。山本さんの副町長就任おめでとうございます。これからも北方町のために御尽力をお願いいたします。今年度三月末には三名の幹部が勇退されると聞いております。私が町職員から議会にお世話になって三期目に入るわけですが、職

員定数から見て、職員が減ることはあってもふえることはありませんでした。

その間、地方分権が進み、国や県からの移譲業務が増加し、さまざまな制度改正が行われてきております。近年においては、国の三兆円の税源移譲に伴う税制改正、社会保険庁の年金記録ミスに伴う確認事務、さらには四月より七十五歳以上の医療制度を改正する後期高齢者医療制度の導入など、町行政が担う事務量が増加してきております。どの制度改正も、私が聞いてもなかなか理解できないぐらい複雑であり、高齢者にとっては、わからないお金を払わなければならない、矛盾だらけの小手先だけの制度改正が多くなってきております。町職員の方は大変だと思います。

北方町は、全国地方自治を見ても一般行政職員の数も少なく、北方町の地域状況に合った職員数を確保されることがこれからの重要な課題ではないでしょうか。現在の行政職員の人数や年齢階層を見ますと、ただでさえ少ない人数の中、現在、さきに述べたように一名が病氣療養中であり、三名の職員が育児休暇中で、その間、臨時職員で対応しているのが現状であります。当然、臨時職員には重要業務をお願いすることは困難であり、その分、他の職員の通常業務の事務量がふえるわけです。また、年齢階層を見ますと五十歳代の職員が非常に多く、中核となる三十五歳から四十七歳の職員の数は極めて少なく、先行きが心配でなりません。さらに、これから五年ほどの間に三分の一の職員が勇退される予定であります。計画的に職員を採用されることを切に望みます。

そこでお尋ねしたいのが、最近、他市町村でも実施されている経験者採用者についてであります。北方町では、この制度で後藤さんがいますが、民間企業で培ったさまざまな専門知識や豊富な

実務経験を生かして即戦力として期待でき、異なった価値観を持つ人材がもたらす組織内の変革を期待して、特に三十五歳から四十五歳ぐらいの年齢に絞り、職員の採用をされてはいかがなものでしょうか。ぜひ実施していただきたいものです。

お願いになりますが、ますますふえ続ける事務事業を遂行するため、職員定数の増を図れないものでしょうか。行政も民間の力をかりて利益を考え出さなくてはならない時代が来ております。職員をふやして、税金や水道料金、給食費などの滞納をプラスにしていく発想をお願いしたいものです。

それと、北方町における議会事務局長の職位が低いと思われるのですが、いかがなものでしょうか。近隣の市町を確認したところ、どこも部長級がやっております。当然、部長級をとっていない我が町としてはそんなことはないという答弁になると思います。職員の人数が少ないのが答えと私は思います。これからは、まちづくりの主役は地方です。

次に、平成十六年の私の一般質問で、きたがた鈴女について前白木町長に質問いたしました。復活には前町長と同じ考えでしょうか。ことは百二十周年ということで、二千五百万円という多くの貴重なお金を使います。私は、きたがた鈴女はお金がかからないものと思います。むしろ、祝儀で黒字にもできるのではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後になりましたが、県内でも北方町は大変難しい町だと思えます。選挙の投票率、収納率、転入・転出率、どの分野においても他市町村より事務量が多い町です。

以上二点について、ぜひ実施していただきたいと思えます。やってみて考えるのではなく、まずもって体制を整備することも重要なのではないのでしょうか。一回目の質問とさせていただきます。

一、町長 中村議員におかれましては、日ごろから大変職員の労働条件や労働環境について格段の御理解をいただいておりますことを御礼申し上げます。

御承知のとおり、現在、北方町の職員定数は百四十一人ということになっておるわけでございます。北方町定員適正化計画というのがございます。それによりまして、平成二十年には百三十三人、二十一年には百三十人、そして二十二年になりますと百二十九名というふうに、六名現在よりも減ずることというふうに計画されておるわけでございます。しかし、現実には御指摘のとおり産休、育休の取得中の人もおりますし、病気で療養中の人もおるわけでありまして、その上にもとす広域連合へ三名の職員を派遣しなければならぬ状況でございます。そして、平成二十四年、二十五年になりますと、新しく発足をいたしました後期高齢者医療広域連合にも職員派遣を要請されておるわけでございます。その上に、さらに地方分権に名をかりたというところとちよっと語弊があるかもしれませんが、権限移譲が九十件ぐらい県から任されておるわけでございます。非常に仕事量がふえて職員数が厳しく抑制をされるという状況が続いておるわけでございます。したがって、来年度、平成二十年度には退職者が五名おりますし、議会初日に御無理を申し上げて御同意をいただきました新しい副町長に総務課長を起用することになりましたので、都合六名の欠員ということになるわけでございますので、当初その補充を計画いたしております人数をふやしまして、新しく五名を採用することとさせていただきます。この適正化計画が、今申し上げました人数からいいますと即実現をしなくて、一名多くなってしまうわけでございますが、百三十四名とさせていただきます。平成二十年度は対処をしたいというふうに思っております。

れども、一方でまた、その適正化計画を守らなければいけないという宿命も起きておりますので、大変私は苦労をいたしておるところでございます。

なお、議員は年齢構成の是正のため、あるいはそういう厳しい環境の中で即戦力を確保するために、民間からの経験者を採用するようにとの御提言でございますけれども、私が経験をいたしております範囲内では、かねてから募集要項に北方町は年齢制限を特別条件として加えておるわけではございませんので、来年度以降もその方針に変わりはありません。ただ、現実にはなかなかその年齢層の人たちの応募がないということも一方で事実でございます。まして、議員が御指摘のように、積極的にその年齢に限定をして募集することが、今、法律上非常に難しいんですね。男とか女とか分けたり、年齢で規制をしたりすることが難しいわけでございますが、従来どおり年齢に特別制限を加えることなく、幅広く応募していただけるような条件を整えてお願いをしたいというふうに考えておるわけでございます。

また、税金やいろんな料金等の徴収率を上げるためにも職員の増員が必要ではないかというふうに御指摘をいただきまして、私も大変同感でございますし、私自身、現在のように部署によっては正規職員よりも臨時やアルバイトの方が多くおるという状況が出てきておりますので、個人的にはこうした現状に対してじくじたる思いを持っておるところでございます。しかし、国の方針では新地方行革指針というものがございまして、これで四・六％の人員削減をやれというふうな指示が来ておるわけでございまして、先ほど申し上げました北方町の定員適正化計画もそれに沿って作成をされておりました、平成二十二年度には百二十九名を申し上げますように達成することになっておりまして、仮にこれを達

成いたしましたとしても、国の計画よりもその削減率は若干落ちる四・四％ということになるわけでございます。

その後、平成十八年の八月に総務省はさらに地方行革のさらなる推進指針というものを出しまして、五年間で五・七％職員を減ぜよということをお示ししておるわけでございまして、現況の北方町の計画でも、総務省が指示をする減員計画には及ばないといいますが、その線に沿って職員を減らすということが非常に物理的に難しい状況にあるというふうに認識をいたしておるところでございます。

御心配をいただきますように、職員の健康管理というものが非常に急務になっておりますし、職員百三十数名を預かる立場の私といたしましても、その点については細心の注意を払わなければならないと考えておりまして、健康管理の相談日を設けて、専門のお医者さんにも毎月一回昨年から来ていただいて、自由に職員がそれぞれその先生に健康管理についての相談ができるようなシステムをつくってきておるわけでございます。これからも職員の皆さん方に御協力をいただく大前提として、職員の健康管理というものは大変重要でございますので、努めて努力をいたしてまいりたい。そして、住民サービスがいささかも劣らぬようにお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。お望みかどうかは知りませんが、議会事務局長のことにも言及されましたので、一言申し上げておきたいと思っておりますが、私どもの立場といたしましては、お話がありましたように階級制が課長まででございますので、課長職として現在は寺島局長をお願いしておるわけでございますが、彼は定年をこの三月に迎えますけれども、最上級でございます。また、幹部職員としてきょうまで重大な役割を担って、庁内をリードしていただいております大変優秀な

人材でございますから、近隣の市町の部長さんには決して劣らない存在、人材であるというふうに思っておりますので、決して議会事務局長を私どもの立場として軽視して配置をしておることではございませんし、議長とも、この人事については十分相談をしながら配置をさせていただいておりますので、ぜひ御了解をいただいて、これからも御指導をいただきたいと思っておりますのでございます。

次に、北方まつりにおきますきたがた鈴女の問題でございまして、その復活を議員はお望みのようでございます。

実は、この女みこしの問題につきましては、廃止をされます理由が二つほどあったというふうに承知をいたしております。まず一つは、行政改革によって廃止をされたということは御案内のとおりでございますが、もう一点は、最初事業を始めましたときは人気が集中いたしましたけれども、回数を重ねるごとにその担ぎ手不足が深刻になってまいりまして、北方まつりの時期になりますと、役場の職員が手分けをして、地元の企業や、あるいは銀行へも女子職員をぜひ出してほしいということを繰り返しお願いしてやると担ぎ手をそろえるというふうな、大変無理にお願いをしておる状況が続くようになったわけでございます。継続させるために担ぎ手について難儀が生じる。そしてまたそのことが、ある意味企業にも、私どもの役場の方にも負担になってきておるというような背景があったようでございます。

したがって、そのことによって廃止を行革とともにさせていただいたというふうに承知をいたしておりますが、一部にはなおきたがた鈴女を復活させたらどうかという御意見も個人的には聞くことはございますけれども、ただいま北方町にとりましては行財政改革に取り組んでおる真っ最中でございまして、そういう

御意見がございすからといって、今なおこの北方町を取り巻く環境の不透明さ、厳しさという状況からいたしますと、今復活をさせますことが住民の皆さん方にどういうふうに映るか、つまり行革路線を変換したのかというふうに受け取られることも、まことに私の立場としては不本意でございますから、これから各方面の皆さんの意見はお聞きをいたしますけれども、せっかくの御指摘でございますが、この場でその旨、積極的に取り組んでまいりますという御答弁ができない環境であるということをお理解いただきたいと思う次第でございます。以上でございます。

四番 中村広一君 パスポート申請業務も、ここ五年以内に市町村においてけると聞いております。職員の健康管理をぜひよろしくお願いいたします。事務量がふえ、職員がふえない。企業では賃金を上げる発想をすと思いますが、公務員ではなかなかそんなことはできないと思えます。ぜひ増員をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

一、議長 四十五分まで暫時休憩をいたします。

午前十時三十七分 休憩

午前十時四十六分 再開

一、議長 再開をいたします。

次に、日比玲子君。

一、九番 日比玲子君 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。私は、学校給食についてまず質問したいと思います。

市川市において母子五人が中国製のギョウザを食べて中毒する事件が起きました。きょうの新聞報道によりますと、その中から何と千葉県警がメタミドホス三〇〇〇ppmという非常に高濃度

が検出されたということが報道されていますが、この件については日本と中国で今解明されているわけですが、まだ今のところはっきりした原因はわかりません。この薬物が混入したギョウザは日本企業が企画をし、天洋食品がつくりました。日本では禁止をされています有機燐系のメタミドホス、あるいはジクロロホス、あるいはまたパラチオン、こういうものが発見をされています。

なぜこうした外国の加工食品などを日本は輸入するようになったのでしょうか。それは、一九八五年のプラザ合意で日本は急速な円高になり、輸入食品を安く買うことができるようになりました。そこで、輸入商社などは労働の安さなどを求めて、タイ、あるいはカンボジア、中国と、海外にたくさんの工場の拠点をつくりました。そこで、多量の加工食品が輸入できるようになったのです。

では、その輸入加工食品の水際での検査はどうなっているのか。手続も検査も簡略をし、モニタリングなどで大体八九・三%、検査所の検査はわずか一〇・七%、一割です。横浜や神戸港で、わずか三百三十人がこの検査をやっている状況にあります。

さらに、それに追い打ちをかけたのは食品衛生法の改正でした。海外からの輸入が増加をし、一九六〇年、日本の自給率は何と七九%だったのですが、こうした加工食品を輸入することによって、自給率は今や三九%に落ち込んでいます。地球温暖化で生産が減る、あるいはバイオへの転換、遺伝子組みかえ食品など、世界で今食糧危機が進行しています。お金さえ出せば買える時代は終わりがつつあるのではないかと思います。

そういう考えを持ちながら、過日、給食センターへ出向きました。そこで話を聞いたのでは、うちの給食センターでは中国産は使っていないということでありました。そこで、三月分の献立表

をいただいできたわけですが、その中で例えば例として豆腐の問題を上げますと、豆腐に関しては三回利用をされています。大豆の日本の自給率は五%と言われていて、そしてこの中で豆腐をつくるに当たって、日本の大豆を数%まぜれば国産大豆一〇〇%表示をしていいという法律みたいなものがあるのですが、こうしたことを受けて、加工したのは日本であっても、その原料になる大豆であるとか、そういうものは中国とかから輸入をされてきているのではないかと思えますので、原料を見た場合には、中国産だとかそういうものを疑う必要があるのではないのでしょうか。

この給食の問題についても、岐阜県の地産地消というのは県内産のハツシモです。これは、お金をいただいているということもあってハツシモを利用しているわけですけども、その中で、この旧本巣郡内を見たときには、富有柿とか、あるいはイチゴ、そして本巣の方のタマネギといったものがとれるわけですが、私はなるべくこうした根菜類に対しても地産地消をやっていた方がいいと思えます。自校方式はともかくとして、センター方式をとっている以上は何千食というのをこなすために数量が間に合わないということもかつて質問しても言われたことがあります。しかし、根菜類、ジャガイモにしても、いっただけ使うからつくっていただけないかということなどは、やっていけば多分可能ではないかと思えますので、こうした中国のギョウザ事件などを受けて、少しでも安心・安全なものを給食センターに、地産地消というものをぜひとも少しでもいいので取り入れていただきたいと思えます。これは教育長に答弁をお願いいたします。

次は、給食代の未納のことであります。

今までの議会の中、あるいはきのこの総括質疑の中でも、この件について出されました。給食費については、給食センターの人

件費とか水光熱費といったものに対しては一般会計で計上されているわけですが、給食費に関しては特別会計ということになっていまして、一体全体どのくらい滞納があるかということさえわからないわけです。そして、払えない人がおればパイが小さくなって、食材を買うのが少なくなるのではないかという親もいるわけですが、この辺について文科省が調査をされたそうではありますが、北方町では一体全体どのくらいあるのかということも明らかになっていないと思います。

次は、給食費をぜひとも、自分になるのかどうか知りませんが、値上げをしないしてほしいということについて質問をいたしたいと思います。

今、食をめぐる問題については、先ほども言いましたが地球温暖化であるとか、あるいはトウモロコシをバイオに転換するとか、そしてまたアメリカのサブプライムローンに端を発して、オイルマネーが今度は石油の方に流れ込んでガソリンの値上げなどが行われて、多くの食品が今値上げをされて、それで給食費にも影響を与えていると思います。政府が、例えば小麦の売り渡し価格を三〇％引き上げる。それに追隨して、日清製粉などの大きな会社が値上げをしているわけですが、パンであれば一〇％から二〇％、牛乳は四月から一リットル十円値上げをする。大麥チーズが不足をしているそうではありますが、チーズが三十円から八十円値上げをするということでもあります。値上げに対抗して、ある学校給食、これは多分自校方式だと思いますが、フライの手づくりソースを工夫するとか、デザートを週一回やっていたのをもう月一回にするとか、あるいはビーフカレーをポークカレーにかえていくとか、いって、本当に涙ぐましい努力がされているところもあります。ぜひともこういう努力をされて値上げをしないでいただきたいと

思います。

次は、国保の問題であります。

この問題についても何回もやってきました。そこで、国民健康保険税が払えない人に対しては資格証明書を要綱に基づいて発行されているわけですが、全国的に見れば、この資格証明書が発行されていて、お金がないということで医者にもかかれずに亡くなる人がいるということも報道されているわけですが、北方町においても四月当初は二百人を超す、そしていろいろ努力をされて百人ぐらいになるということではありますが、そういった人たちの、医療機関に資格証明書でかかっているのかどうかということなどの受診状況の調査をされているのかどうか、質問をいたしたいと思います。

それから、条例の特別な事情と、そして申請減免制度については適用するというものでありますので、これは取り下げをいたしたいと思います。

次は、一般会計からの繰り入れの問題であります。

これも室戸町長ともやり合いました。北方町の十八年度の国保会計の決算では現年課税が六億六千三百五十四万三千元、そして繰越滞納は三億八千六百万円、何と前年に課税する分以上の五八・二％が滞納繰り越しして残っていることとなります。徴収率は八九・六％。これは、十九年十二月に県の国保課で試算をされた平成十八年度国民健康保険普通調整交付金の減額の状況というのを取り寄せたわけですが、今、県下では四十二市町村あります。その中で十三自治体が、この調整交付金を徴収率が低いためにいただけない、カットをされているということがわかりました。北方町では、その十三自治体の中で一位の、医療分も介護分も九％で、二つ合わせて何と五百二十三万一

千円減額をされています。二位が岐南町で七%、そして五%は岐阜市などを含んだ十二市町村です。そういうことを考えたときに、値上げをしてほしいということを私はずっと言ってきましたけれども、この徴収率を少しでも上げれば調整交付金がふえることになると思うので、その努力はいろいろされているんじゃないけれども、実際にはやっぱり払えない人とか、払わない人もいるかと思うんですが、その辺の区別はなされているのかどうかということも質問したいし、それから徴収率を-%上げるために本当に努力はされておいても、今後どうするのかということもお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つは、一般会計からの繰り出しの問題であります。

保険税を引き下げてほしいということを質問したときに町長は、一億二千万も出しているのに、際限なく一般会計から出すことはできないと言われました。私は、一般会計から出しているのは法令で決められた義務的経費だと思えますので、その辺についての見解の相違がありますので、それについて答弁をいただきたいと思えます。

それからもう一つは、「国保の悲劇」ということで室戸町長が二〇〇七年十月、ナンバー四十八ということで支持者の方にはがきを出されているわけでありますが、国の国保会計には先ほど言いました三億八千六百万円の滞納額がある。さらに、平成十八年度決算で二千百万円は不納欠損として処理をされている。国保税の収納率は八九・六%と低い。これを放置すれば正直者がばかを見ることになる。なぜなら、保険税は滞納分を見越して設定するので、正直者が滞納者の分まで支払わされることになる。議会でも、保険税を下げる。一般会計から繰り入れる。滞納者は

かわいそうな人と主張する人がいる。世の中、性善説だけでは成り立たない。滞納をなくして、医療費を減らして、財政基盤が安定しないと律儀な納付者こそかわいそうとなる。室戸英夫のひとり言」ということで書かれています。私はこれを読ませていただいて、議員のときはそれでよかったかもしれないけど、国保税の保険者は町長になっていくわけですので、何か人ごとみたいと思われるし、そしてこれだけ思われるんだったら、町長としてどうやるべきかということをやったり考えていただきたいと思えますので、その辺について疑問がありましたので、お答えをいただきたいと思えます。

それから次は、後期高齢者の保険制度に関連をして質問いたします。

四月一日から老人医療保険制度が廃止をされ、県一本の広域連合で始まります。年金から年金が月一万五千円の人も天引き、それ以下の人は普通徴収であります。九十であろうと百歳であろうと、生きていく限りはこれを取られることになります。扶養されている人も外されて、緩和措置があるものの払わなくてはなりません。この保険の構成は、一〇%は高齢者が保険料で払い、四〇%は各保険の支援金、そして公費が五〇%で運用され、二年に一回は値上げをされることになります。

それで、お年寄りが払う額を厚生労働省が試算をしているわけでありますが、二〇二五年になれば今の一〇%は一二・九%になるであろうと予測をさせています。この大きな問題は、この中に差別医療や、また過剰な延命治療は行わないという誓約書をとったり、終末期の患者に在宅死を選択させ、みとりをした場合は病院への診療報酬を加算して、病院を追い出す。療養病床等も二十万床減らすということになっていますが、これも受け皿がない

のに本当にこういうことでもいいのかという疑問を持っています。

人はだれでも年をとります。若いときは健康でも、高齢になればいろいろな病気が出てきます。なぜ七十五歳という区切りをつけて、九十歳であろうと百歳であろうと、先ほども言いましたが、生きている限り保険料は取られることになりました。この保険の本当の目的は何であるか。それは、医療費を抑制することは現役世代のためならと言っているわけですが、本当のねらいは、この制度が威力を発揮するのは今の団塊の世代が後期高齢者になったときであります。そうなくても国の財政負担がふえないよう、国民の負担増と給付抑制の仕組みをつくろうというのが、この保険の大きなねらいであります。いろんなところで説明会なども開かれているわけでありますが、高齢者からは、戦後の社会を支えてきたのに、こんな差別を受けて、早く死んでくれということなのかという怒りがもう全国で広がっているそうであります。広報「ぎたがた」でもお知らせをされていますが、私は、これだけ制度が変わることに対しては、出向いていって説明をしていくことがとても大事ではないかと考えていますが、その点についてどうなのか質問をいたします。

次は、特定健診についてであります。

国保会計から、四月から始まる先ほどの後期高齢者保険の絡みで、特定健診、特定保健指導は四十歳以上七十五歳未満の加入者を対象に、内臓脂肪症候群など生活習慣病に特化した健診や指導が実施をされることになっています。そこで厚生労働省は、都道府県が作成、実施する第一期の医療費適正化計画（二〇〇八年から二〇一二年）の中ではどういうことがうたわれているかといいますと、特定健診の実施率——他の保険もありますが、ここまでは国保だけにしますと——六五%を実施させる。そして、二番

目は特定保健指導の実施率、二〇一二年度、最終年度は四五%。そして、三番目はメタボリック症候群該当者、予備軍が減少したのか。それは、二〇一二年度は二〇〇八年当初に比べて一〇%減少を目指して達成させようとするわけです。しかし、これができるなければ、支援金というのを町が出すわけですが、二〇一三年度から一〇%の範囲で加算をさせるという大変な問題があります。国保の加入者は他の保険と比べて高齢の加入者が多く、割り増しの負担を余儀なくされるということで、本当に性根を入れてこの問題に取り組んでいかなければ大変なことになるのではないかと思います。私は、こうした支援金と連動したペナルティーは廃止をすべきだと思います。

今まで老人保健法で行われていた一般会計での保健事業は、国保に移る部分も出てきます。老人保健費で健康チェックであるとか基本健康診査、がんの検診など、十九年度は一般会計で四千八百三十九万六千円組んでありました。今年度は一般会計分で二千七百五十万八千円。そして、基本診査を去年とことしと比べてみますと、二千九百三十三万五千円も減額をされています。そして、その分、全部国保に移っているわけではありませんので、国保へ移った分は一千二百二十六万二千円、今まで老人保健で一般会計でやっていたのと、国保に特定健診で移る分の差額は千五百七万三千円になります。本来は、こうした老人保健医療はなくなるわけですけれども、早期発見であるとか早期治療をこうした形で一般会計で賄っていたわけですが、これを特定健診に特化する。メタボは、男性がおへその周りが八十五センチ、女性が九十センチ、内臓脂肪があるかどうか見るということでありますが、そうしたことを考えたときに、本当に今までやっていた早期発見や早期治療が、こうした金額の面からも大きく後退することになるのでは

ないかということ、実際に国保に移る分がありますけれども、私たちが受けてきた、例えば老人保健での基本健診などはどういうふうに変わってどういうふうになるのか、本当にこれは私たちの健康を左右する大事な問題だと思いますので、答弁をいただきたいと思います。

まず一回目は以上であります。

一、町長 私の質問は一点、国保会計に対する一般会計からの繰り入れの問題を御指摘いただきました。

前々回の議会でもございましたが、「町長随感」でおしかりをいただきました。また今回、議員時代から町政報告を出していただきましたので、引き続きこの職につきましてからも出させていたただいておるわけでございますが、その文章にまたおしかりをいただきまして、大変私の文章に関心を持っていただいております。これは感謝を申し上げなければならぬと思っております。

ところで、「国保の悲劇」というコラムを今議員がお読みいただいたのが前文でございますけれども、違和感を覚えますのは、どこに問題があつて、おしかりをいただかなければならぬところがあるのでしょうか。

私は、かねがね思っておりますのは、いつかも申し上げたと思えますけれども、私も行政に携わる者、もちろん議員の皆さん方も同じでございますが、住民の皆さん方と同じ判断力といひますか、そういう価値観の見方をするということがなまものかというふうに思っておるわけでありまして。つまり、民意というのは生活に直接結びついた要求というのが大きくなってまいります。その背景について、住民というのはそれなりの知識はもちろん持っていていらいやると思えますけれども、そこまでの配慮をした上での要求として出てくる問題ではない。簡単に言ったら、住民を

満足させる要求、政策というものをやっておれば、それは一番いいんですけれども、片方で行政をつかさどる者は、その一〇〇％を聞き入れる、住民の言うとおりに物事を実現させるということ、これまた一〇〇％不可能なことなんです。

例えば、議員は国保税についても非常に造詣の深いわけでございます。いまして、この間の選挙を見ておりますと、一人一万円下げてもまだやっていけるといふ御見解のようでございます。その論争はきょうはいたしませんけれども、大変恐縮でございますが、去年の十月でしたか、東大阪市の当時の市長さんが長尾さんという方でございますけれども、共産党の市長さんで立派な方であったことは申し上げるまでもないわけですが、この方が不信任を受けられました。辞職をされて再選挙という事態になりました。ね。詳しいことは知りませんが、新聞報道の中では、公約のときに国保税の値上げを主たる公約として選挙を戦って、当選をしても一向にその作業に入らないというのが、議会から不信任を受ける一つの要因であったというふう聞いておるわけでございます。

つまり、要求をすることは簡単ですけれども、いざその立場に立ちますと、自分が描いておること、住民が要求しておることを必ず実現できるということではないということをお互いに認識しておかなければならぬと思うわけでございます。私も一個の人間として要求をいたしますならば、国保税は高いより安い方がいい。一般の税金も高いより安い方がいい。医者にかかるのも、有料か無料かといったら無料の方がいい。そういう気持ちがありますけれども、現実にはまた別問題でございます。いみじくも、この東大阪の市長さんは、お約束になったことがなかなか実現できなくて、

公約違反だといって追及をされたということになるわけでございますから、仮に、余談でございますけれども、日比議員さんが私と立場を交代される事態が出てまいりましたときに、今まであなたがおっしゃっていることを町長として実現できるかということ、残念ながらそういうことにはならないかということ、つまり大前提としてこういう議論を進めていただきませんと、いつも町長は福祉の心がないといつて批判を受けなければならんことになるわけでございますので、お互いに全く素人ではないわけですから、国保の財政事情も町の財政事情も、私は町長として、あなたは議員として十分承知をされておるわけでございますから、そのことを踏まえての議論をぜひお願いしたい。そういったしませんと議論が活発化いたしませんし、意見の統一というのが平行線でございます、いつまでたっても同じ議論の繰り返しをしなければならんということになるわけでございますので、お互いにそういうことはぜひ心がけてやりましょうということをお願いしておきたいと思っております。

そこで、民意を満足させることばかり言うことが、政治家としての必ずしも正しいことではないと私は思っておるわけでございます、例えば国保の例もそうですけれども、町民や住民が嫌がることも、首長という立場に立つと時としてやらなければならぬ、こういう立場に立たざるを得ないということも御理解をいただきたい。私が今申し上げましたように、嫌がられることだって私はやらなければならないという強いメッセージを出すことが首長として必要なのではないかと、こんなことを常日ごろ仕事をさせていただきながら思っておるわけでございます。必要なら、住民の考え方を变えるぐらいのことをするのが、お互いに政治家としてといいますか、政治に携わる者として、そういう強さも必要

ではないかと。選挙向けばかりに甘い言葉を言っておりますと、そのうちに住民からそういう甘言は見透かされるときが必ず来る。そのとき失う信頼といいますか、信用というものの大きさを考えますと、誠実に、住民に気に入られなくても、政策遂行のためには誠意を尽くして説得をすることも必要ではないのかと思っております。

したがって、前段が長くなりましたけれども、そういう信念を持って今この立場に立たされておるわけでございますから、国保に限って言いますと、繰り返し申し上げておりますように、三億八千六百万円も滞納があるのに、それが全部まじめにこつこつと働いて国保税を納入しておる人たちに覆いかぶさってくる。この現実を無視して、滞納しておる立場の人たちばかりを擁護するということは社会正義に反することになりはしないか。もちろん本当に生活に困っていらっしゃる方に対して強引に徴収をするなんていうことは、担当課もいたしておりませんし、現に私はそういうことを慎むように指導いたしておるわけでございますから、担当の課長以下、各職員も住民の皆さん方にはその趣旨を説明して、誠意を持ってお納めいただくような行動はいたしておりますけれども、それを滞納しておるからどうこうする、強引なことをするということは今日までいたしておりません。

それから、資格証明などを発行されて、後ほど答弁があると思えますけれども、お医者さんにかかられておる方でも、やっぱり現金を全額支払うわけですけれども、その後の請求のない例が非常に多いんですね。それから、滞納をしておるのでぜひ相談に来てくださいと言っても、なかなかお運びをいただけない方も非常に多いわけで、こういう人たちが本当に納められないのか、あるいは、たかをくくって滞納しておるのかという判断というのは非

常に難しいわけですが、係員が家庭訪問をいたして対応をさせていただいておれば、本当に生活が困窮をして国保税が払えない階層なのか、あるいはちょっと横着で払わない人なのかというところは雰囲気でわかるわけでございますから、ぜひそういう階層の人たちを同一視しないで、本当に払えない人たちは逆に福祉の面でいろいろ御援助できることは私どもとしては相談をしながら、その方の都合のいいような方向を選択する、この協力・努力はさせていただいておるわけでございますので、ぜひそういう点で、議員も幅広い支持者をお持ちでございますので、住民への説明をそういう立場からぜひお考えいただきたいというふうに思っておりますのでございます。おしかりをいただきましたことについては肝に銘じておきますけれども、残念ながら今の私は、日比議員の御指摘が当を得たもので、私がおわびをしなければいけない筋合いのものではないような気がいたしますので、答弁とさせていただきます。

一、教育長 給食問題についてお答えを申し上げます。

安心・安全な給食を提供するというのは私どもの最大の基本でございます。そうした場合から、私どもは一切の食材を給食幹事会というところで厳選し、選定をいたしまして給食に供与している、まずこういうことを申し上げておこうと思っております。今後、その精神はいささかも変わることがないということでございます。

中国産冷凍加工食品の事柄をちょっとお話しされましたので、北方町の現状につきまして、まず最初にお答えをしておこうと思っております。

本町におきましては、問題となっておりません。ただし、先ほども議員加工食品は一切使用いたしておりません。

さんが御指摘されましたように、非常に中国産は安くございまして、またそれが輸入の半分以上を占めているという現状を考えましたときに、その他の例えばシイタケスライス、あるいは乾物類の一部を以前に使用したケースはございます。が、この問題が表面化したしまして以来、中国産のすべての加工食品につきましては使用を控えております。これによって起きます実はコスト高が当然ついて回るわけございまして、国内産を利用いたしますと、約一割程度のコストが余分にかかるということでございます。

それでは、御質問三点ございましたが、一点目の地産地消についてお答えをしようと思っております。

根菜類につきましての地産地消ということでございますが、その地産地消の意を十分私どもは受けとめておりまして、鋭意努力をしておりますのでございます。例えば主食のお米はハツシモを使っておりますし、そのほかリンゴ、カキ、キウイ、大豆、エダマメ、シイタケ、野菜類、こうしたものは極力岐阜県産を利用しております。

それでは、日本県産のものを利用しているかということになりますけれども、一部野菜類には利用しておりますけれども、率直な話をいたしますと、例えばある根菜類につきましては、洞戸産と本県産と、そして実は県外産を比べてみますと、半個に切りますから、その半個当たり十円の値段の違いがあるんですね。つまり、県外産が本県産に比べると十円安いと。これは、一個にしみますと二十円違ってくる。千八百食以上つくりましますから、二十円違えば一回の使用で三万六千円の違いが出てくる。これは非常に給食費にはね返ってまいりますから、私どもは地産地消を進めておりますけれども、やはり値段とのかかわりがございますから、必ずしも県内産ばかりで処理をするということではできない状況

にあるということをお理解していただけたらありがたいというふうに思っております。

次に、給食費未納問題につきましては、十八年九月議会で日比議員からも御質問がございました。その折にも現状がどうなっているのかということについてお話を申し上げましたが、再度お話を申し上げますと、現在北方町の、これは十八年度の実績で御報告を申し上げますが、十九年度は現在会計を締め切っておりますからまだわかりませんが、十八年度の実績からいきますと滞納額は四十九万五千円余り、人数にして二十五人でございます。十八年度に給食にかかりました総額は約七千九百万円でございますから、四十五万円を割りますと一・二％前後になります。十八年度のときにも申し上げましたが、これは全国平均〇・八％と比べますと非常に高いと。岐阜県の中でも、この北方を中心に瑞穂、本巣の比率は大体一・二％から一・三％になっておりますから、非常に旧本巣郡の未納率は高いということになります。

人数にして二十五名でございます。これは、約千八百人の児童・生徒がおりますから、割り算をいたしますと〇・六％に当たります。全国平均が〇・九％ということになっておりますから、〇・六％は非常に低い数字でございます。これは何を意味しているかということになりますと、実は一家庭の滞納者が非常に高額になっているという傾向。つまり、未納、未納という形で累積滞納者が多いという傾向にあることを御理解していただきたいと思っております。

それをもう少し詳しく調べてみますと、約三分の一の家庭が母子家庭であったり、あるいは父子家庭であると。残りの三分の二が、御両親はそろっておりますけれども非常に生活に困窮している。あるいは、横着というようなことが適切であるかどうか

りませんけれども、お金を持っていても支払わないという家庭も若干含まれておりますが、全体的には大変、生活困窮家庭の方々の未納率が高い傾向にあるということがうかがわれます。これが二点目でございます。

三点目の給食の値上げの問題でございますが、先ほど申し上げましたように、国内産に切りかえていきますと約一割程度のコスト高になってくるということが考えられますけれども、現在のところ、私どもとしては給食費の値上げは一切考えておりません。今後の推移によりますけれども、非常に議員御指摘のとおり小麦も上がりました。つまりパンが上がる、あるいはうどんが上がる、こういうふうになってまいりますと、今後どういうふうに移移していくかわかりませんが、現在のところでは値上げを検討しようという気持ちは毛頭ございません。以上でございます。

一、住民保険課長 議員御質問の国保の関係で、受給状況の調査はしておるかということで、これそのものの受給状況調査ということを実施しておりませんが、特別療養費審査結果は、今言われます資格証明でかかれた状況がある場合には、このことを処理しております国保連合会から送付があるわけでありまして、この資格証明で受診された被保険者の受診状況であるというふうにとらえておるわけですが、二月の末で五件ありました。今の受診状況についてはそんなようなことであります。

それから、二つ目の滞納の繰り越しの話ですが、先ほど町長も金額的に触れられた滞納額を持っておるわけでありまして、その中で、このうち二月末現在で収納した額としましては三千百六十七千円だと。率は八・〇七％というような状況であります。滞納繰越分の徴収については、引き続き短期保険証の発行による滞納者との面会機会の確保、長期滞納者には国保資格証明書の交付

による療養給付の制限を実施するとともに、戸別訪問による納税指導を行ってもおります。

それから、長期滞納者で悪質なものについては、関係課と協力して預貯金の調査、それから差し押さえ処分等の執行もしていくというふうに考えております。やむを得ず時効になって納税義務の消滅した保険税については、不納欠損処分を実施するということとなります。

それから、後期高齢者の説明会の関係で、言われるような話も多々聞きました。去年の七月からこの制度が始まって、全戸配布のパンフレットをお配りするとかいろいろなことがあったわけですが、今後、議員質問のようなことがありますので、機会をとらえて実施できるように、関係のある、この場合ですと広域連合の話があります。あの場所がそうですが、そことも相談しながら実施する検討をしていきたいと思っております。

それから、三番目の特定健診にかかわることで、ほかの健診のことをお尋ねになりました。

実は、この特定健診が保険者に義務づけられたということで、保健衛生課と平成十九年の頭からいろんな打ち合わせをしてきた経過がありまして、そのことを踏まえて話としては聞いておりますので、私の方からお答えをさせていただきますと思うんですが、基本健診や特定健診にかわって検査内容が変更されるということが出てきました。具体的には、受診者全員に実施してきた貧血検査、それから心電図検査が、問診と、それから前年度の検査結果に応じて実施されるというふうに決定されました。その分、委託料を低く抑えることができましたので、検査料の自己負担金の値下げをする予算計上をいたしております。また、健診にかかる時間が短くなるため、より多くの方が受けやすくなるというふう

考えております。その他の健診については、今までどおり実施をしていく予定をいたしております。以上であります。

一、九番 日比玲子君 町長に答弁をいただきましたが、これを私が素直に読む限りは、結局払えない人の分も転嫁をして保険税を取るということでありますので、正直者がばかを見るといことになる。確かにそうかもしれませんが、それをどうやるかというのが保険者としての町長の立場だと、私はそれを言いたいと思いません。

それからもう一つは、教育長の答弁の中で四十九万五千円、二十五人の方だと言われましたが、北方町の就学援助を受けている方は二百五十一人いらっしゃる。その中で、この人たちが該当するのであれば、校長が親の許可を得て受任者となることができるので、引くこともできるんじゃないかと思っておりますので、準要保護でない人が二十五人なのか、その辺をもう一回答弁をいただきたいと思えます。

それから、勇課長の答弁の中で差額が千五百七万あると言いましたけれども、貧血とか血液検査、前年度に調べてみてということとありますが、これだけの差が出るということによれば、やっぱり私は健診が、今まで手厚くやっていたのが、いろいろ検査項目は別にしても、手薄になるんじゃないかという危機感を持っていますので、もう一度その点、答弁をしていただきたいと思います。以上です。

一、町長 そのことも含めて書かれておると思うんですけども、どうでしょうか。だから、滞納を減らして、医療費を抑える努力をしなければいかんということを上上げております。このほかの方法に国保会計を守る方法というのはありますか。私の悪い頭で考えたら、やっぱりないんですね。三億八千万からの滞納があっ

て、その金がまともに納めておる人のところへ転嫁されるというシステムをつくと、ますます保険税が高くなって、滞納者がふえるという悪循環を生み出しますから、当面、皆さんが努力をして、滞納をしないようにしてください。ちょっと子供が鼻水を出したぐらいで医者へ行かんようにしてください。こういうことを呼びかける以外、保険者として被保険者に呼びかける手法は、私は今、自分の頭では及びつかない。制度を変えろというならいいですよ。これは国の話ですから、北方町では制度をどう変えろという権限はありませんので。今の許された範囲でどうするかというのと、まさにこの二つが国保会計の生命線というふうに私は判断をしておりますので、ぜひ御理解をお願いしたい。日比さんも、いみじくも滞納問題を今取り上げられて、少しでもそれを減らすように努力をせよという御趣旨の質問をされておるわけでございますから、やっぱり考えられることはお互いに共有できるのではないか。その努力を私も行政として一生懸命払いますけれども、議員の皆さん方もぜひ御協力をいただきたいということを申し上げて答弁にさせていただきます。

一、教育長 北方町が就学を援助している児童・生徒は、この二十五名の中には含まれておりません。就学を援助している子供たちについては、親の理解を得まして、援助しております給食費を全部学校の方へ徴収する形をとっておりますから、一切かかわりはないと思います。したがって、非常に生活援助を受けていない生活困窮家庭が多いということが言えるのではないかとこのことを申し添えておきます。

一、住民保険課長 今までやっていた基本健診から額が減って、それが薄くなるのではないかと御心配の件ですが、詳細にはちょっと専門外でわかりづらいんですが、例えば特定健診で二応の必

須項目を検査するわけですが、その必須項目で検査の結果、先生が判断をしたら、先ほど言った外れる心電図が必要ですよという判断をされますとそこでやりますし、例えば眼底検査が必要であったらやりますというようなことでありまして、基本的には必須項目だけで今いろいろなお話をさせていただいております。ただ、その額が千数百万、去年と比べると減るぞということはあるわけですが、対象者が後期へある程度移れますね。そして、その分は、今度はさわやか健診とか似たようなことでやりますので、そこで多少額が減るんじゃないかなあという予想をしております。

一、九番 日比玲子君 この国保のことについては、やっぱり町長とは立場が違います。私は、社会保障の見地に立つべきだということをおもっています。そして、そのペナルティーが調整交付金でかけられていますので、少しでも徴収率を上げることによって引き下げもできるようなわけですから、それから一般会計の繰り入れの問題についても、これは町は出しているなあ、義務的経費であって、この間も言いましたけれども、国民健康保険制度のあらましの中にも、水道会計とこういったものとは違うという立場をとっていますので、ぜひ今後はこういう問題を考えていただきたいとおもいます。

それから、教育長の答弁の中で二十五人が生活の困窮者であるということ、準要保護をいただいていないということであれば、もし許せるのであれば、準要保護を検討してもらうことも大事ではないかとおもいます。以上です。終わります。

一、教育長 二十五人の内訳については、三分の一、三分の二というお話を申し上げましたし、これについては民生委員とのかかわりがございますから、そのことだけ御理解を下さい。以上です。

一、九番 日比玲子君 答弁をいただきましたけど、北方町の就学援

助の要綱の中にも、民生委員の指導助言をいただいて就学援助をできるということになっていますが、二〇〇五年に就学援助法の施行令の中から、人権侵害などがあって民生委員の文言については削除されていますので、ぜひその辺も今後検討いただきたいと思っております。ありがとうございます。ありがとうございました。

一、議長 次に、福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

今日は雨ではございますが、春の訪れとともに黄砂も花粉も舞うきょうこのごろでございます。私も、このたび花粉症デビューをいたしました。心の底から花粉症の大変さ、苦しさを今回知りました。

また、ある日急変した母の介護が始まりました。本当に驚きとショックで戸惑いながらも、ケアマネージャーさんを初め、多くの方々のアドバイスを受け、介護施設を利用するようになりました。本当に助けていただき、感謝している一人でございます。我が家も介護は皆でやろうと、支え合おうとの合い言葉で、けんかもありますが助け合っております。大変な中にも、よい緊張感で人生勉強をさせていただいております。介護の体験によって、制度が本当にわかりました。私にとって意味のあることだったんだと思っております。

これより一点の質問をさせていただきます。

今、各自自治体が行革を掲げ、厳しい財政状況を何とか改善しようとしのぎを削っております。都道府県レベル、また市町村レベルでの策として報道されていることを目にいたします。実際、少子・高齢化が進む中、行政も、また企業も変化を求め、走っております。生き残りを目指しております。

そこで、北方町も新たな財源確保はないものかと考えております。その一環として、広報やホームページに有料広告を掲載しているところがあちらこちらで出てまいりました。茨城県の古河市というところなんですが、五万九千人の市であります。当町と一緒に、A四判の下面に六分の一段を通して三万円、その半分で一万六千円の広告料、五百万円の収入を見込んだ予算もあったそうです。北方町は、これだけの収入は見込めないにしろ、新たな行政経営を考える時と思えますがいかがでしょうか、伺います。

最初の質問を終わります。

一、参事兼総務課長 ただいま福井議員の方から町広報紙等による有料広告についての提案であります。その質問について、お答えさせていただきます。

御承知のとおり、今議員からもありましたが、町は今現在、平成十六年度より策定しました行政改革大綱によりまして、経費全般について見直しと節減に努めております。なお、この大綱は平成二十一年度までの計画でありますので、今後もこの計画に基づきまして行政改革を進めていきます。主には経費の削減とか節減を図る項目であります。今、議員の提案は有料広告による収入増を図るものでありますので、これからの自主財源を確保していく一手法ではあります。残念ながら、北方町は広告媒体の小さい町でありますので、スポンサーとなる事業所の募集や確保、さらにはより魅力ある広告スペースを確保することにより、広告のページ数をふやさなければならぬといった問題、あるいは北方町公共団体からの刊行物、広報紙でありますので、その信頼性を損なわないよう、また掲載内容で町民に誤解や不利益を与えないように、掲載内容の厳格な規制や配慮も必要となってきますので、一度そうしたことも含め、費用対効果も十分踏まえまして広告代

理店等にリサーチするなど前向きには検討していきたいと考えておりますので、よろしく願います。以上です。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

私も、この広告の問題は、桑名市に行ったときに目にしたものですから、本当に財源を確保するためには、こんなこともやらなきゃならないのかというふうに感じたところでございます。やっぱり桑名市の広告事業というものでちょっと調べてもらったんですけれど、これを見ますと、やはり今総務課長が言われたとおり、本当に事業としては結構大変なんです。見ますと、桑名市の広告掲載要綱として十七条、三ページにわたってあります。そしてまた、桑名市広告掲載基準として、十条で六ページにわたってこのようにつくってあります。だけど、その中で財源を確保する、そしてまた民間企業に対しても利益を上げていかなきゃならないという本当に厳しい部分は、一円たりともそういったことを考えなきゃならない現状なのかなあというふうに思いますので、何とかもっともつというんな方法があるかと思えますけれど、これも一つとして先ほど前向きに答弁していただきましたけれど、検討課題としてよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

一、議長 それでは午前中、暫時休憩とさせていただきます。午後は一時三十分から再開をいたします。よろしく願います。

午前十一時四十四分 休憩

午後 一時三十一分 再開

一、議長 それでは再開をいたします。午前に引き続いて一般質問を行います。

次に、廣瀬和良君。

一、三番 廣瀬和良君 議長のお許しを得ましたので、私から北方町の財政状況について、それから行政改革の取り組みについて、それから三つ目には、学校評価についての三点について、まちな局の考えをお聞きしたいと思います。

まず、北方町の財政状況についてでございますけれども、近年の地方財政は、バブル景気崩壊後の景気の低迷から、個人所得や法人所得の減収により、地方税収が激減をいたしました。また、景気の低迷による税収減は国税にも波及をし、国の厳しい財政事情も相まって、地方に対する地方交付税等の減少にもつながってまいりました。このような地方財政が危機的状況を呈していることを称して「第三期の地方財政危機」という人も出てきているわけでございます。

北方町の財務状況を財政の主要指標でございます財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率の三つの指標で見えますと、十八年度分では財政力指数は〇・六八となっており、総務省が公表しております統計によりますと、県下四十二市町村中十六位、それから実質公債費比率は一〇・六％で同じく十三位、それから経常収支比率は八八・五％で何と四十二市町村中四十一位と、このような結果になっているわけでございます。財政力指数及び実質公債費比率は、おおむね上位から三分の一くらいのところにおりまして、これについてはとりたてて問題にすることはないので、思っておりますけれども、経常収支比率については八八・五％、しりから二番目という結果になっていることを考えますと、実は北方町というのは財政的には非常に余裕のあるまちだなど、こんなふうになっているのかと思いましただけに、大きな驚きと、なぜこんなことになっているのかというように、大いな疑問を持っているわけでございます。

一般的に、経常収支比率が九〇%を超えるような財政の硬直化が進みますと、経済の変動に対応する対応力を失いまして赤字団体に転落しやすい。そのいわゆるラインというのが九〇%だという人がおられます。それから、財政運営に弾力性を失い、必要なときに必要な手当てができず、財政運営の傷口を広げやすい。それから、目先のことにとらわれて、将来を見据えた人材の確保ができない。こんなことから、囑託とかパートとか、そういう不安定な雇用が多くなっていく等々の弊害が発生すると言われております。北方町には、まだ三十億という基金がございます。一気に赤字団体に転落することはないというふうに思っておりますけれども、二十年度予算で見えますと基金の取り崩しが三億七千万、それから起債が二億六千七百万、こういう状況がこれからも続くようなことがあります、いわゆる基金というのはいずれ底をつく。こんな形になってきまして、赤字転落というのも実現性を帯びてくるのではなからうかと、こんなふうにも思っております。でございます。今まで特に問題もなく、私たちもそんなに大きな問題は無いという認識で毎年の予算を編成してまいりました。その結果がこの状況だということを考えますと、このまま何もしないで本当にいいんだろうか、こんな感じが実はしているわけでございます、そういう面で一抹の不安というものが私の心の中にはあるわけでございます。

経常収支がここまで悪化した原因は何なのか、十九年度以降どうなっていくんだ、これからも続いていくのかどうか、そんなこともお聞きをしたいと思えますし、今後この状態が続いていけば町民にどんな影響が出てくるのか、そして私たちは何を留意してこれからの町政運営をしていく必要があるのか、そんなことについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから、二つ目には行政改革の推進についてということでお伺いをいたします。

北方町では、平成十七年から二十一年度を期間とする行政大綱を作成して、町の行政改革に取り組んでおります。行政運営の健全化や効率化を目指し、各課から積み上げられた項目について、住民サービスとの兼ね合いを見ながら検討を加え、十九年度までに約一億三千万円余の改革をなし遂げました。しかし、改善した項目のほとんどが十七年度中に集中をして、十八、十九年度というのは十七年度と比べて大幅に少ないものとなっております。これは、やれるものは早急にやろうということで、十七年度に非常に多くのものが出てきたということは評価をいたしますけれども、意地悪な見方をすれば、行革はもう終わったという意識もあるのではなからうかなと、そんな印象を実は持っております。でございます。

二十年度の予算編成に当たりまして、町長は行革大綱及び集中改革プランに沿って引き続き全事業の徹底した見直しを行い、全職員が経営感覚、コスト意識を持って予算編成に当たったと、こう言われておるわけでございます。考え方そのものは大変すばらしい考え方だなどというふうに評価をいたします。でも、行革大綱に基づいて洗い出した改善項目の中には、まだ検討中ということ、そのまま置いてあるやつがございます。例えば保育園とか幼稚園の保育料はどうなっちゃったんだろうということやら、ランドセルの保護者一部負担というものがございましたけれども、これらもまだ手つかずのまま置かれております。実質所得が目減りしているときに、住民負担をふやす提案をすべきでないという政策判断でこういう形のものにとられているのなら、それはそれで評価をしたいというふうに思っておりますけれども、一部の反

対意見があるから、それに押されて手をつけないということであるのなら、経営感覚、コスト意識を持つということに反するのではないかと思いますが、これは言い過ぎなことなのでしょうか。やらなければいけないこと、これはいつかだれかがやらなければいけないというふうに考えておるわけでございまして、問題の先送りをしているのであるのなら、行革に当たる関係者全体の士気にかかわることございまして、これが高ずれば、笛吹けど踊らずの状況に陥ってくるのではないかとということで心配をしているわけでございます。処理のおくれている事案の対処方法について、お考えをお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

それからまた、今まで行革で取り組んできたことによって、冒頭申しましたように非常に項目が少なくなってきたところであります。今回この定例会を迎えるに当たりまして、私どもはいろいろな担当者の意見をお聞かせ願いました。勉強もさせていただきました。そんな中で感じたことは、まだまだ改善すべき項目というものがあるのではないか、考え方を変えなければいけないものがあるのではないか、こんなことを思ったわけでございまして、改善の余地があるような業務があるように思えてなりません。財政が硬直化してきた中で、その柔軟性を取り戻す方策として行革を進めることが大切な手法だと思っておりますけれども、今後の行革をどのように進めていくのか。特に改善項目をどのような形で洗い出していくのか。そういうことをされるのかどうかということから始めるのかもしれないけれども、今後新たな改善項目の洗い出しというのをされるのか。されるとすればどんな視点で、どんな方法で洗い出しをされるのか、そこら辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、三つ目には学校評価についてでございます。学校評

価は、学校の行っている教育活動全般について客観的に、総合的に評価をして、教育活動を改善するとともに、その結果を公表するなど、アカウントビリティを徹底することにより教育の質を向上させることを目的として行われるものでございます。学校評価の実施は、平成十四年四月に作成されました小学校設置基準において、自己評価の実施とその結果の公表に努めることというところが規定をされたことに始まりました。その後、平成十八年の三月、市町村区立の義務教育学校を対象にして学校評価のあり方を示すガイドラインが作成され、北方町の各学校もこれらのものに基づきまして、各学校それぞれが学校評価に取り組んできたところでございます。さらに、平成十九年六月に学校教育法が改正されたのに伴いまして、文科省では従来の学校評価のあり方を手直しし、ことしの一月、新しい学校評価のガイドラインというものが作成されたわけでございます。そして、この新しいガイドラインには、内部評価のほかに、学校関係者によって評価を行うこと。いわゆる内部評価と外部評価を二つやりなさいよということ。それから、外部評価による評価というのは内部評価の結果について行う。それから、評価した結果については公表するとともに、設置者に対して報告をする。こんなことが盛り込まれまして、現在それぞれの北方町の小・中学校が行ってきた学校評価のやり方とは若干違うものが新しいガイドラインの中では出てきたというふうな思っております。

今回示された新しいガイドラインはあくまでガイドラインでございまして、そのとおりやれという話ではございません。この実施に当たっては、それぞれの学校長がお考えになることであり、また教育委員会もどんな形でされるのかわかりませんが、学校・教育委員会が一体になってという話なのかもしれませんけ

れども、やり方そのものについては任されている話だろうというふうに思っています。今回のガイドラインには、私も以前、学校評価について質問したことがございますけれども、それから随分実効性のあるものに変わってきたなという実感はしております。そういうことで、共鳴ができる点もございまして、学校評価のあり方について、冒頭申しましたように学校が行っている教育活動全般について客観的、総合的に評価をして、教育活動を改善し、教育の質を向上させるといふ目的を達成するため、これからの学校評価についてどのように進めていかれるのか、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

以上、第一回目の質問を終わります。

一、町長 廣瀬議員には財政状況につきましていろいろと御心配をいただきまして、ありがとうございます。

各自自治体の財政を把握するためにいろんな財政指標というものが発表されておるわけでございます。御承知のとおり、数字になつておるかと思ひます。しかし、おかげさまで北方町は、今議員おっしゃいましたように、先人の努力はもとより、議会や住民、あるいは職員の皆さん方が大変御協力をいただきまして、県下四十二市町村の中で全体的にいいですと比較的中位からちょっと上ぐらゐの総合的な判断をいただける財政状況を保つてきているのではないかとおもうに思つておるわけでございます。

ただ、議員も御指摘をされましたとおり、財政構造の弾力性を示す数字であります経常収支比率が平成十六年には七八・四%でございましたが、これが県下的には十番目の順位でございました。平成十七年にはこれが八四・九%になりました、今お話しのように、十八年度の決算では八八・五%まで伸びてきておるわけでございます。つまり、ここ三年で一〇%を超える伸びを示しておる

わけでございますから、殊、経常収支比率に限って申し上げますと、非常な勢いで悪化の傾向を示してきておる。このことは大変私も心配をしておる一つでございます。

申し上げるまでもなく、この経常収支比率というのは、人件費や扶助費、それから公債費などのように容易に削減することができない経常経費に、地方税、あるいは地方交付税など経常一般財源がどの程度使われたかということをはかるものでございますけれども、一般的に、この数値が七割から八割を示すのが適正水準だといふふうに言われておるわけでございます。つまり、経常一般財源の二、三割を留保することが、臨時的な経費の支払いや赤字回避の財源として必要視されておることになるわけでございます。大変そういう意味では私は危機意識を持つておるところでございます。

そこで議員は、その悪化の原因はどこにあるかというお尋ねでございますが、これは何と申しても、主たる原因としては経常経費の、とりわけ扶助費が増加の一途でございまして、十七年度に比べましてこの扶助費が一六・八%も増加をしてきておるわけでございます。加えて、下水道事業特別会計への繰出金のうち、経常的経費の割合が対前年比二四・二%も増加することになっておりまして、これらが重立った起因するものではないかというふうには私は見えておるわけでございます。こうした厳しい財政状況は、認識がお互いにしっかりとらえなければならぬ問題でございますけれども、一方で、議員が言われましたように、すぐにでも赤字に転落をするという財政状況ではないということも御承知お聞きいただきたい。あとの数値が申し上げましたように中位にあるということは、そういう意味では経常収支比率だけが心配材料としてはありますけれども、総合的に判断をいたしますと、北方町

以上に悪い財政状況にある市町村はあるわけでございまして、御指摘をされたほどの心配はしなくてもいい。けれども、警鐘は鳴らし続けなければならないという財政事情だと思っております。今、平均ちよっと上ぐらいの指数にある数字も、いつ変化をするかということが読み切れませんので、慎重な財政運営をいたしていくことがひとときも油断をしてはならないというふうに思っております次第でございます。

これからの町政運営をどんなことに留意して運営していったらいいのかという御質問でございます。これは、率直に申し上げて、今まで申し上げましたように財政の硬直化というのは避けられない現実でございます。しっかりと直視をして対応しなければならんと思っております。つまり、いかにして入るをはかって出るを制するか、こういう経済論理の最も基本のところ立たざるを得ないわけでございまして、一般の商売と違って、こういう地方公共団体というのは非常にそういう視点からだけ財政運営をとらえますと、非常に厳しいといえますか、ちゅうちよをせざるを得ないというふうに私は思っております。でございます。

今、我が国の行政は、率直に申し上げて国も地方も日本全国、大きな転換期にあると思っております。これは、経済だけで走り続けた時代が既に終わって、今私たちは冷静さを取り戻す時代に入っているのではないかと。つまり、高度成長に浮かれておった気分をもうそろそろ真剣に冷静にとらえ直して、これからの国や地方をどうしたらいいかということをも真剣にとらえなければならぬ時に来ておる。あらゆる制度が、人間の寿命や物品の耐用年数と同じように限界に来ておる。これを根本的に立て直す施策というものが今求められておるといふふうに思っております。でございます。このときこそ、自治体改革の基本的な視点を持つことが必

要であると思っております。でございます。

バブルが崩壊をいたしましたして、少子・高齢化が進行して、歳入と歳出の不均衡がもうこれで長い間続くわけでございますから、福祉や教育や、そして産業や地域の安全を財政面から支えてきた、これまでの大前提であった経済が危うくなっておるといふことでありますから、新しい行政モデルの追求が必要なのは申し上げるまでもないと思っております。従来のように、住民要求のすべてを行政がしよい込むというのではなくて、住民全体が行政とともに共サービスを支えるシステム、つまり繰り返し恐縮でございますけれども、今こそ私は住民参加の草の根民主主義を徹底させてこの地域が住民と行政と協働、ともに働いて協力し合っていくという時代に突入をしておると思っております。したがって、この地域でNPOやボランティアなど積極的に公共的な活動に関与する住民がふえていけば、分権自治が確立をされ、必要なサービスを住民みずからが選択をする、これも繰り返し申し上げておりますが、参加民主主義が生まれくるのではないかと申すわけでございます。これからも北方町が北方町であり続けるための必須条件が、申し上げたようなことではないかと思っております。でございます。

議員は、行革の方も大変積極的に取り組んで発言をされておるわけでございますが、きょうまでの行政改革を振り返ってみますと、例えば議会の皆さんは、ごらんのとおり定数を十名まで削っていただきました。私どもの執行部の側も、職員の人数、あるいは給料を初めとして削減に努力をしてみまいりました。内部的には行革を、私は一定進んできた、その評価も出てきておるといふふうに思っておりますけれども、今後は住民の皆さんに、先ほど申し上げた同じ共有をするという意味で、どれだけの行革を進め

るに当たって御協力をいただけるか、御理解をいただけるかという段階に今なってきたておるのではないかというふうに思うわけでございます。

お話がございましたように、今、行政改革の特別委員会に審議をお願いいたしておりますいろんな問題について、これから本腰を入れて御審議をいただく中で、一定の結論を導き出していただけるのではないかというふうに思っておるわけでございまして、例えばランドセルの問題とか保育料の問題について、議員は反対があるからちゅうちょしておるのではないかという御指摘でございますが、先ほどの日比議員の一般質問のときも申し上げましたように、ただすべきはしっかりただす、改めるべきところは改めるということを、むしろ私は住民の皆さんにしっかりアピールすることが必要だという立場でございしますが、しかし直接的に影響をいたします問題は、深い住民の皆さん方の御理解をいただきませんと、その効果が逆の方に作用する危険があるわけでございしますから、住民生活を直撃するような問題については十分に議会でも御審議をいただき、住民との意思疎通を図りながら実現をするべきものはするという姿勢で、これからも行政改革についてはたゆまぬ努力をしてみたいと思っておるところでございします。

いずれにいたしましても、大変厳しい状況でございしますから、町長という立場から申し上げますと、警鐘を鳴らし続けて住民の皆さん方の意識改革を図っていく。そして、その中で最大公約数としての行革の成果を導き出したいというふうに考えておるところでございまして、これからも一生懸命この問題には取り組んでまいりたいと思っておりますので、議会の皆さん方の御協力をお願い申し上げます。

残余につきましては、それぞれの担当課長から御答弁をさせて

いただきますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

一、参事兼総務課長 それでは私の方から、ただいま質問のありました財政の経常収支比率の動向等についてお答えをさせていただきます。

経常収支比率につきましては、今、議員から言われましたとおり、平成十八年度決算では八八・五％と非常に高い数字になっております。先ほど県下の市町村では四十一番目に悪いと言われましたが、まだ上に美濃市や羽島市など七市一村がありまして、現実は三十四番目となっております。確かに大変危惧する高い数字であります。参考までに県下の市町村の平均は八五・二％、それから大垣市や岐阜町は北方町と同じ八八％台、それから全国の市町村平均は北方町よりも高い九〇・三％と。さらに、全国の北方町と同じ規模、類似団体の平均は北方町と同じ八八・六％となっておりまして、経常収支比率に限っては、ほかの自治体も総じて高くなっているのが現実であります。

そこで、十九年度以降の経常収支比率ですが、さきの十二月議会でも説明させていただきましたが、平成十八年度決算で経常収支比率が前年比三・六ポイントも高くなりましたが、この大きな要因は、先ほど町長の方からパーセンテージでありましたが、具体的な数字で言いますと、国の施策によります児童手当の拡充がありました関係で六千四百九十一万六千円の増。それから、下水道会計への繰出金が四億円ありますが、その四億円の経常的経費と臨時的経費の割り振りのルールが変更になりました。経常的経費の割合が非常に高くなりました。その関係で、金額にしますと七千六百三十五万七千円が経常経費の増となっております。それらが、今回経常収支比率が高くなった主な要因であります。

それで、十九年度決算ではどうなりますかといいますが、まず経常的収入につきましては、今回の国からの税源移譲等がありましたので、地方税と一般財源が増収になります。約七千万円ほどふえると思っておりますが、反しまして扶助費や公債費等、義務的経費や経常的支出がそれを上回ることが見込まれますので、経常的収支比率としては、超概算になります。さらに高い九〇%前後までになると見込んでおります。

それから、二十年度以降の傾向であります。この比率の分母となる地方税、地方交付税等の一般財源につきましては、先ほど来も言っておりますが、国の財政状況等から勘案しても、地方交付税を初め交付金や譲与税といったものはあまり大きな増収を見込めない状況でありまして、さらに町税につきましても、法人税など都市と地方の税収格差を生じているのが現実でありますので、今後の国の施策や国からの財源移譲、景気対策等には大変大きく左右されますが、あまり大きな増収は期待できないと、そのような状況にあるかと思っております。

それで、一方の分子となる経常的経費の方ですが、北方町の場合は近年インフラ整備やリサイクルセンター、あるいは生涯学習センターの大型公共施設を整備しました。それらの整備が完了したことによりまして、この施設の維持管理や運営費など、さらには少子・高齢化に伴います扶助費に代表される医療費、あるいは児童手当、社会保障費の自然増といえます。そういった増加が今後も予想されます。それで、先ほどの経常的収入の伸びがあまり見込めない状況がそのまま続きますと、経常収支比率に限っては九〇%台まで高くなりまして推移することも十分考えられると思っております。

この対策につきましては、先ほど町長の方からありましたが、

大綱にも書いてありますが、より簡素で効率的な行政システムを確立するため、さきの行革大綱により着実に行政改革を推進し、さらに歳出の徹底した見直しと重点化に努めなければならぬと思っております。とりわけ歳入の確保、収納対策を初め町税等の収納率の向上、増収に努めなければならないし、さらには使用料等も受益と負担の原則により、より適正な額となるよう見直しを図り、さらには新たな自主財源の確保などについても見直しを、二層の経常的収入の増収を図っていかなければならないと思っております。

行政改革の推進につきましては、先ほど町長の方から答弁がありましたので、私の方からは以上で答弁を終わらせていただきます。

一、教育長 学校評価についてお答えをいたします。

学校評価というのは、議員が御指摘のとおり、一年間の学校運営、あるいは教育活動全般を見直しまして、チェックを入れます。成果と課題をはっきりさせて、そしてそれを次年度の学校運営、教育活動に生かしていくと、こういう意味合いを込めております。ですから、実は文科省が出しました学校評価ガイドラインが出る前から、それぞれの学校ではこの学校評価には真剣に取り組んできたところでございます。

じゃなぜ学校評価ガイドラインができたかという経緯を簡単にお話し申し上げますと、これは理由として二点ございまして、まず一点目は、内部で評価をしておりますから評価が甘くなるのではないかと、これが一点あるわけです。それからもう一点は、十年ほど前から学校に対して、学力を含めまして一体義務教育学校は何をやっているんだという不信感がございまして、文科省としては、この不信感を払拭していくためには、それぞれの

学校の取り組みがどうであるかということをきちっと全国津々浦々、すべての学校でこんな評価をしないとい、こういうことを明確にした方がいいだろうという、そういう一つの背景の中で十八年三月に学校評価ガイドラインが生まれたわけでございます。

この学校評価ガイドラインの中身を見てみますと、非常に多岐にわたっておりまして、果たしてこんな評価ができるのかと。評価方法も五つぐらいの手法を示しておりまして、こんなやり方をしていたら評価のための評価で終わってしまうという声が上がりました、学校教育法の一部改定とともに、実はこの学校評価ガイドラインの一部改正も行われたと、こういうふうに考えております。

この一部改定された学校評価ガイドラインはどこが改定されたかと申しますと、三つございいます。

一つは、網羅的に示した評価項目のうち、それぞれの学校が重点としていることに限ってのみ評価しないとい。これは大変現場を助ける改定なんですね。細目にわたって評価をしないといところから、重点的に評価してよろしいよというふうに変わったというのは、事務量を大きく軽減することにつながっていると。

それから二つ目に変わったのが、外部評価」という言葉を使っておりましたけれども、この「外部評価」という言葉が「学校関係者評価」というふうに切りかわりました。したがって、学校関係者」というのは主に教員が中心になります。再び教員系だけになってしまいますから、そこへ保護者を加えました。これが改定の二つ目です。つまり、教員系と、それからそこにPTAを含めた保護者の評価を入れなさいと、これが二つ目の改定です。

三つ目は、評価をしたことについては必ず教育委員会へ話さない。その結果を報告しなさい。あわせて、地域の方々にそれを

公表しなさい。アカウンタビリティーですね、説明責任を果たさないとい、この三つが変わったところでございます。しかし、これはあくまでも学校教育法の施行とともに始まりますから、この学校教育法の施行というのは平成二十年四月一日でございます。

したがって、今は準備期間になっておりますが、北方町の現状はどうなっているかということを申し上げますと、すべての学校で既にPTAを含めた保護者の評価も含めて、そして説明責任を果たすという意味で公表も含めて、すべて取り入れて行っているところでございます。ただし、評価項目につきましては、それぞれの学校が独自の重点を設けておりますから、若干文科省が示しておりますような形ではなくて、その学校の重点とされているところに焦点を置いて進めているというのが現状でございます。

私ども教育委員会として考えております望ましい評価のあり方というのはどういうふうになるかということでございますけれども、これは二つ考えております。一つは、きちっと学校の職員が自分たちの一年間の取り組みを評価すること。二つ目は、その取り組みについて、保護者を中心として地域の方々が学校の教育活動をどういうふうに受けとめておみえになったかという評価をしてもらうこと。これがまず一つ目です。その二つの評価を突合いたしまして、必ず違いが出てきます。自分たちはよかれと思ってやっていたけれども、地域の方々はそこはそういうふうに見ていませんよという食い違いが生じます。この食い違いがなぜ起きているのかということを分析して、それを説明責任として公表しながら次年度に生かしていくという手法をとることが、一層学校運営及び教育活動の活性化につながると。私どもはそういうふうと考えて、今それぞれの学校と連絡をとり合いながら進めていこうと考えております。

なお、本年度については、それぞれの学校は既に学校通信等を通してそれぞれの家庭の方へ説明責任を果たしているということをご理解していただければありがたいと思っております。以上でございます。

一、三番 廣瀬和良君 一番初めの財政状況につきましては、町長のおっしゃることは大体私の考え方と同じかなというふうに思っています。これ、分母になるやつも分子になるやつも、分母のやつはもうふえようがないような感じがしています、実は。それから、分子になるところはふえていく一方だろうなど、こんなふうになっているかと思っていて、これ以上よくなるという話は当面ないんじゃないかと予想していました。最終的にはこの問題は、町長おっしゃったように徹底して無駄を省いていくんだよというようなことに尽きるのかと、こんなふうに思っていますし、それをするには、町長の得意な分野の、いわゆる住民民主主義といえますか、町民の協力を得て行うような形を最終的にとっていかざるを得ないのかなと理解をいたしました。

それから、行革の方は見直しをされるのされないの、冒頭申しましたように、物が少なくなってきたよと、玉が少なくなっているよと、こんな状況に今あるんじゃないかなというふうに思っています。そんな中で、ここ一週間ほどいろいろ担当の意見をお聞きさせていただきましたけれども、その中にはいろいろ直さなければいけない点があるのではないかとというのが私の頭の中ではございます。そこら辺、今何もせずに行革に上げられたものだけやっていくという話になると、そこら辺が実は落ちちゃうよ、あるいは後へ延びちゃうよという話になるわけですから、そこら辺の見直しみたいなものがやはり必要ではないかという感じを強く持っています。そこら辺のお考え方をお聞かせ願いたいという

ふうに思っています。

それから、学校評価につきましては、内部評価をやるという話と、それから私も外部評価、外部評価と言いますけれども、いわゆる関係者の評価、その両立でいかれるよという話、そこが一番大切なのかなというふうに思っていましたけれども、従来のPTAの役員とか、それから学校の委員みたいな形のやつでは本当の中身がわからないのではないかと感じを実は強く持っていました。今やっておられる評価のやり方では、本当の中身、事業の本身というのがよく出てこないような気がしております。これでは本当の評価にならないのかなという感じを実は持っていました。そこを、いわゆる先生方が自分たちで自分たちのやったことを評価なさるということは、非常にいい話かなというふうに思っています。

それから、問題は評価項目をどうするかという話と、それから評価基準をどうするかという話。今学校でやっておられるやつは、いわゆる主観的评价に偏っているのではないかなというふうに思っています。物差しを数字であらわせるような、いわゆる政党が選挙のときに行うマニフェストみたいなやつがありますけれども、ああいう数字であらわせるような物差しを持っておれば、だれが見ても同じだと。主観的なやつは、教育委員会でもらったって、あまり信用性が置けない評価になっているんじゃないかなという感じがします。それよりも、数字であらわれたものであれば、だれが見たって評価は同じになるよという形ですから、そんな項目で評価を願えたら、私どもも見せてもらおう立場におればありがたいなあというふうに思っています。そんなことです。

総務課長の方から何かございますか。

一、参事兼総務課長 行革大綱ではたくさん項目を載せております。

今、議員さん言われますように、随時うちの方は事務事業全般の見直しとか点検を行っておりますので、また必要に応じて、行革大綱に載っていない項目についても必要であれば取り上げて行革を進めていきたい、このような計画であります。

一、三番 廣瀬和良君 それから最後に一点。

その掘り起こしをするときに、今、提案制度というのがあるんでしようか。そこら辺の活用というのも考えていいのかなあと。それから、トヨタ自動車なんか見学に行きますと、一年間に一人で百件以上出すよという話なんです。よくそんなに続きますねという話をする、仕事をやっておる限りは改善項目というのは無量大に出てくるよと、こういう話。採用されるか採用されないかは別ですよ。そういう話をされる。あそこら辺は、いい提案をすると褒賞金みたいなやつが出るよという話です。町長のポケットマネーから出すと公職選挙法にひっかかりますので、そんな話にはなりませんけれども、何かぺらぺらの紙一枚でもいいんですけれども、いい提案についてはそんなことをやれば提案制度も盛り上がるのではなからうかなあと、こんな感じがしております。

以上です。終わります。

一、教育長 定量的に数字で示せというのは大変そのとおりだと思うんですが、教育の世界はすべて量ではかることはできません。そこだけは御理解ください。例えば意欲の問題とか態度の問題は、数字で示すことができるかということになりますと非常に難しいところがありますから、よろしく願います。

一、議長 では、次に田中五郎君。

一、十番 田中五郎君 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告につきましては、第六次総合計画と財政運営について、ま

た百二十周年記念事業についてであります。

私は、今日の室戸町長まで五名の町長とともに、町政運営に自分なりに一生懸命尽くしてきたつもりでございます。この間、先ほど山本課長が申されましたように、インフラ整備はほぼ完了し、今日では、そのインフラ整備によって維持管理が大変厳しい時代で、財政運営も厳しくなっております。こういう間に起きました穂積町との合併、さらには岐阜市との合併、そして二回目の住民投票が行われ、結果的には単独行政を歩むことになりました。その単独行政を歩むことになりましたから、八月一日をもって四年になるうとしております。この間、先ほどから質問の中にもありましたように、行政改革に取り組まれ、年間約一億二千万等の見直し、削減をされ、その増減は約十億円、町債が加算されずに、何とか今日までの行財政運営がされているものと思っております。これも町民の理解と行政の努力によるものと私は感謝をいたすところであります。

さて、この一年、町長も申されておりましたが、米国のサブプライム住宅問題、原油、灯油、穀物、飼料の値上がりを背景に、途上国以外の経済状況は減速し、景気不安の中、さらに中国輸入の冷凍ギョウザの農薬飛散等が重なり、飲食、青果関係等の値上がりで特に一般家庭の家計は一段と苦しく、消費は低下している現況の中、国には何の対応策もなく、国債は増加を増しております。それも八百三十兆円とも膨らみ、今後、より一層地方にゆだねる政策を図ってくるものと予測されるとき、将来に向けた第六次総合計画の立案に取り組まれますとともに、本年、町制百二十周年記念事業を実施される予算が本議会に提案されております。よって、これらを含む財政計画等にこれから質問させていただきますので、よろしく願います。

まず、第一点目の六次総合計画と財政運営についてであります。前段で申し上げましたように、国内外とも景気の悪化状況下の中で、地方にとっても一段と厳しい財政を覚悟しなければならぬと考えます。当然、事業の中には高屋西部の都市区画整理事業、今日まで耐震整備を行ってきた、残っております施設等の整備も図らなければなりません。さらには、今日まで言われてまいりました下水処理場の上部利用等、また放置されております町営プールの解体等が、私は予測して見込まれるものではないかと思っております。町長としてどのような事業を盛り込まれるか、この点はいかなるものか、お尋ねをするものであります。

町長は、私とともに合併問題には岐阜市との合併を進めてこられました。今もなお、この合併についての考えはどうであろうか。第六次総を進めるためには、ぜひともみずからの考え、構想を図られ、その取り組み方について、ここで熱意を求めめるものであります。よろしくお願いしたいと思います。

続いて、少子・高齢化時代が進んでおります。先ほども申されましたように、特に北方町にとっては扶助費は毎年増加しております。また、高齢者についても増加をし、今回、四月一日から後期高齢者保険がつくられます。そのような大変厳しい予算に取り組む多忙な行政執行部、職員に、議長の要請により研修会がたびたび開かれました。この要因はわかりませんが、今議会中のこの十九日に公害審議会が開かれようとしております。これは町長からの、いわゆる開催通知でございます。普通、議会中にはこの審議会は開催されないと私は信じております。その点についての説明、そして今予算には、この審議会の調査費、検査費等が含まれております。町長は、この審議会に対して諮問機関であり、答申を必ずとられるはずなんです。まだ終わってはおりません。こ

のことについての考えをあわせてお願いをするものであります。

先ほど申し上げましたように、少子・高齢化につきましては、高齢者についても同じように扶助費が拡大します。今後の六次総合予算については、その点を十分把握しながら六次総合政策に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、平成十九年度末の起債残高は約六十一億六千六百万円とされております。先ほど廣瀬議員も言われましたように、基金といえは約三億円と伺っています。この基金は、南小学校基金、さらにはいろんな基金が重なっておりますが、まだ南小学校総合体育館等の借地の売買はされておりません。また現在、その借地利用として支払っておる年額は一千八百万円であります。この借地がいったんなときに購入をしてくれと行政に求めることがあるうかと考えるとき、我が北方町の持っております基金では将来不安が残るものであります。

また、北方町には財源を確保する企業も中小企業もなく、また誘致する土地もありません。将来の財源確保については大変難しいものであるうかと考えます。この点についての御答弁もお願いするものであり、また今日まで議員の皆さん方から指摘されております町民税、固定資産税、国保税、あらゆる滞納者が多く増加しております。これらの滞納者につきましても、減少するどころか、増額するばかりだと予測されます。この厳しい時代につきまして、覚悟していかなければならないと考えております。悪意のある納税者には厳しい対処をし、正直者がばかを見ないような行政運営、財政確保に取り組まれ、第六次総合計画が町民の再出発のための総合計画でありたいと考えます。よって、財源確保とあわせて、見直し等についてお伺いをいたします。

続いて四項目でございますが、この六次総合計画は、我が町の将来を見据えた安らぎある計画でありたいと考えます。町長は、町民と一体となった政策を今後は望んでおられます。そういう中で、私は前回町長に庁舎の建てかえ、また移転の考えについて伺いしたことがあります。今後、どんな時代の変革があるかもわかりませんが、この北方町が今後生き残っていくためには、将来にかけた庁舎の建てかえを考えていかなければならないと思いません。そこで伺いたいしますのは、そのような目的基金を今後積み立てていくかいかないか、目的を持った将来計画を望むものがあります。

それとあわせまして、最終的な財政ピークは平成二十二年だと言われております。今後も、先ほども申し上げましたように、町長も申されておるように、いつ、どのような実態変化があるかもわかりません。それによっては必要な経費の出費もあろう、また見直しをしなければならぬ点もあろうかと思えます。行政にとっては大変厳しい財政運営をしていかなければならないと思えますが、その財政運営についての将来の見通しを立て、六次総合計画の立案に向けていただきたい。町長の考えを求めるものであります。

続いて、百二十周年記念事業について伺いをいたします。町制施行記念事業は十年が区切りか、それが妥当と考えられるのでしょうか。先ほど最初に申し上げましたように、私は三十何年間議員生活をし、この間、九十周年、百周年、百十周年、今回の百二十周年に当たるわけなんです、その過去の時代は本当にこのような現況の中には置かれておらなかったと考えております。この厳しい財政運営の行政であります。せめて半世紀、五十年の区切りが妥当ではないか、そのような町民の声もあります

が、町長として、この十年の区切りが妥当と考えられるものでしょうか。今までの過去の恒例によるものでしょうか。町長にその所見の答弁を求めるものであります。

続いて、新聞報道により、この百二十周年記念の事業を実施されることは、町民各位が知らされております。また、この事業にかける経費も、報道により一千八百万円ということも知らされております。この厳しい財政状況の中、いかなるものかと町民の声があります。この一千八百万円は、町民一人に対しますと千円の出費となるかと考えております。町民の理解が得られる事業であってほしいと私は考えますが、その内容を、僕はその委員会に参加しておりませんでしたので、その内容について後で聞くつもりでございますが、私の方からここで申し上げます。その中で私なりに指摘をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思えます。

まず、百二十周年記念事業のプログラム案として、まず五月三日の北方まつり、記念式典のいわゆるスタートということで、実行委員会への補助金が三十五万円、案として計上されております。続いて北方まつりでございますが、五月二日、三日、予算額二百五十二万二千元、実行委員会の補助金五十万円。続きまして、五月に予定されております生涯学習センターで行われるイベントでございます。これは、落語家や芸人及び笑いを誘う記念事業ということで行われるのですが、百四十万。続いて、七月五日が予定されております町政功労者特別表彰及び記念講演会ということ、ここでは何にお金が必要であろうか、講演会の講師料だろうと考えますが三百五十五万二千元、実行委員会への補助金は三十万円。続いて歩行者天国、八月十日、これは商工会等の協力のもとによって行われるものだろうと思っておりますが百五万円、実

行委員会には二十万円。続いて盆踊り大会、八月十一日の予定日でございます。これにつきましては、予算額として二十二万円、実行委員会の補助金四十万円。また、八月二十九日、ラジオ体操等への使われる費用だと思えますが、これは実行委員会への補助金二十五万円。さらに町民ウォーキング大会、実行委員会に出される補助金六十万。生涯学習センターとミュージックフェスティバルに使われる費用、農林高校等を呼んでのコンサートだろうと思えますが二百万円。サッカー教室等でFC等に出されるのが十万円。数々いろんな事業が打ち出され、さらには実行委員会への補助金があります。全部を読むと時間がかかりますので、総額を申し上げたいと思えます。予算額二千三百六十三万九千円、実行委員会の補助金一千五百万円であります。よって、町長には、この百二十周年に対します理念、本主に町民のための記念する年、これが本主に将来に残すものであるか。百周年のとき、議員の皆さん方からいろいろ言われたと思っております。現在、百周年記念通りが残っております。そのようにして、いわゆる何かがちりちりとした形で残る事業であってほしいと考えておるところでございますが、この経費につきまして大変厳しい町民からの議論があります。これから進めていく段階におきまして、先ほど申し上げました事業についての見直し、もし実行委員会等と御相談をしていただきながら削減策があれば、その削減策に大きく私としては期待をするものであります。その辺の考えについて、まずお伺いをしておきます。

先ほど大体の事業について触れさせていただきましたが、特に残るものについてはいいんですが、目で見て、耳で聞いて終わるような事業についてはやめてほしい。本主に室戸町長が町長として自分の意を残したい百二十周年であってほしい。私はそのよう

に思っておりますので、お祭り事はやめてほしい。そして、我々一生に残るものを百二十周年記念事業としてほしい。そのように思っておりますので、以上、あわせて第一回目の質問とさせていただきますので、明確、簡潔なる御答弁をお願いします。

一、町長 田中議員の御質問にお答えをしたいと思います。簡単に申しますと、六次総という姿勢で取り組むかという問題と、町制施行の百二十年事業の内容について、あとは若干財政見通しをどうするかというお話でよろしゅうございますか。

なかなか質問が簡潔でないので答弁も簡潔にできませんけれども、まず、六次総について、その構想を述べよということでございますが、六次総につきましては、その作成スケジュールとして、本年の十二月議会で最終的に議会にお諮りをして、その方針を議決いただくという段取りで今その作業を進めておるところでございます。その作業に当たっては、もちろん業者に委託をするわけでございますけれども、全面委託をするのではなしに、職員の方もそのうちの半分を担って、この作成をできるだけ手づくりといえますか、身近なものにしておきたい。つまり、業者任せの六次総にはしないようにという考えを持っておるところでございます。本年度の予算に、その所用の額を二百五十万余りをお願いしておるところでございます。

今は住民アンケートの集約をいたしておるところでございます。この集約作業ができ次第、本格的な取り組みに入らせていただくという段取りにいたしております。したがって、ただいまの時点でしっかりした構想をこの場で御披露させていただくとはできませんけれども、議員も今言われましたように、その柱として、高屋西部の区画整理事業や下水処理場の上部利用、ある

いは町営プールの解体とか、申し上げましたようなバスターミナルなどの主要事業がその項目の中に含まれてくるということは一し上げるまでもないこととございます。

町政運営の基本は、従来から繰り返し申し上げておりますとおり、昨今の厳しい財政事情のもとで時代の節目に立っておりますということをしっかり踏まえて、自治体改革の基本的な視点も明確にした計画方針にしたいというふうに今思いをめぐらしておるところでございます。その上で、新しい行政モデルへの移行の指針となるものを、この六次総はそういう方向で完成させたいというふうに考えておるところでございます。

合併の問題について、私は田中議員と同じように岐阜市と合併することが当時北方町の将来のためにいいと思っ、その方向で運動を進めてきた一人でございますけれども、申し上げるまでもなく、住民投票の結果によって単独でいきたいと思います、こういうことに民意で決められたわけでございますから、個人的な考えは別にいたしまして、住民投票の結果を忠実に実行に移してまい、つまり北方町であり続ける方向を一生懸命模索して、皆さん方も御協力をいただきたいという姿勢で取り組んでまいるつもりでございます。

ただ、どこまでかという議論を、いろいろなところでそういう話をいたしますと出てくるわけでございますが、これは未来永劫というわけにはいきませんし、きょうの朝刊を読みますと、自民党の推進本部とかいう党内の議論が載っておりますけれども、もう大きく、道州制をここ十年ぐらいにやりたいというような記事が載っておるわけでございます、国の方針がどのような方向で進むかということが今全く読み切れておりません。したがって、大局的な情勢がどう変わるかによって皆さん方とまた御相談をし

て、将来を誤らないようにしなければならぬという気持ちではおりますけれども、今日、ただいまの時点では単独行政に全力を挙げて邁進をする決意であるということを一し上げておきたいと思っております。

それから、公害審議会の問題についてお触れになりました、この時期にやるのかということ、実は昨年三月十九日にこの公害対策審議会という会合が持たれておりまして、偶然でありますけれども、ことしも同日に開催をするということになったわけでございます、特別、作業がおくれているわけでも、ほかに何かの条件があつて議事中になったということでもないのでございますから、ぜひその点は御理解をいただきたいというふうに思っております。御質問の趣旨とちよつと違いましたら再質問でお願いをしたいと思います、そういう時期について御疑問でございましたら、昨年と同様に開かせていただいております。日にも偶然ですが一緒になりましたので、特別に他意があつたわけでも、情勢の変化があつたわけでもないということ御理解いただきたいと思っております。

次に、財政確保についてどうするかというようなお話でございましたけれども、私は基本的には北方町というまちは典型的なベッドタウンのまちであると、こういうふうな位置づけの方がいいかということを思っております。ただ、それだけではいかんわけで、観光にも、その他いろんなことにも力を入れられますけれども、性格的には、このまちはそういう傾向が非常に強いまちであるということはお互い認識をしていく必要があると。したがって、このように不況が長引きますと、企業もありませんし、今日は、企業の景気はよくても、そこに働く人たちの労働分配率が下がってきておるといふ奇妙な現象でございますので、個人消

費が全く伸びないために私はこの不況が長引いておるといふふうに思っておりますけれども、企業はある程度の業績を上げる状況になっておるのに、個人消費が伸びなくて経済が停滞をするということになりますと、こういうベッドタウン化したまちの経営というのは非常に苦しくなってきたとおるといふふうに思うわけでございまして、この悪循環を政治の力でどのように断ち切って立て直すかということが大きな課題であろうと思っておりますのでございませぬ。

ただ、町といたしましては、少しでも財源確保を図るために、お互いに知恵を出し合って、御議論がございましたように広報紙に広告を載せたらどうかという御提言もいただいたわけでございますが、たとえ少しでも収入を図れる方策というものは追求をしていかなければならないと思っております。そして何よりも、繰り返し申し上げておりますように、行財政改革を徹底して、無理・無駄のない行政を追求して、そのことに心がけていくことが必要であろうといふふうに思っておりますのでございませぬ。

庁舎の建設の問題も触れていただきましたが、ちょっと今の時期、そういうことを考える余裕はございません。したがって、そのための積み立ての計画を具体化するという案も、現在私の頭の中にはございません。依然として将来が見通せない経済状況下でございませぬので、そこまでは行かないけれども、できるだけ体力を整えるということには全力を挙げてまいりたいと。

ただ、この庁舎は大変古い庁舎でございまして、耐震工事の手当てが全くなされておりませぬ。万が一のときにここが対策本部になるわけでございますが、その対策本部がつぶれてしまっておつては大変なことになりますので、来年、あるいは再来年に財政を何とか都合をつけて、耐震工事の総仕上げ、町内の各施設の総

仕上げとして、この役場の耐震工事だけはしっかりと取り組んでおきたいというふうに思っておりますのでございませぬ。

それから、町制施行百二十周年の記念行事についてお尋ねでございますが、議員、残念ながら、せんだっての全協に御相談を申し上げたときに、お話を聞きますと御欠席でございまして、大変失礼をしたわけでございますが、かねてから実行委員会を持たせていただきましたまして、いろいろと御審議をいただきましたし、議会にもその結果を、一定の結果をいただきましたときに御相談をさせていただきましたところでございます。いろいろな御意見はちょうどいただいたけれども、最終的には議会もその方向でやってみようという御了解をいただきましたので、その方針に沿って本年度の予算化に踏み切ったわけでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っておりますのでございませぬ。

議員は、十年ごとにそんなことをやる必要はないんじゃないかという御指摘のようでございまして、これはきのうも立川議員からそういう御意見を伺ったんですけども、私は、歴史を十年ごとに区切るのは機械的過ぎるようなことかもしれないけれども、これも人間の一つの知恵でありますから、やはり一つのけじめとして、十年ごとに町制の施行された記念を確認し合うというのはそれなりの意味があるんじゃないかと思つて計画をさせていたところでございます。

千八百万円の事業費は町民の理解が得られるかとのことでございませぬが、そう問われれば、率直に申し上げて私にもわかりませぬ。わかりませぬけれども、申し上げますような経過を経て、百二十周年事業に取り組もうという大枠の合意をいただいて、その方向に進もうといたしておりますので、何としてもこの一年間の記念行事はやらなければなりませんし、やる以上には成功をさ

せなければならぬと思っておるところでございます。議員大變御心配をいただきまして、町民の相当数が批判的であるぞという御忠告でございますが、岐阜県民特有なところがありまして、やれば批判は必ず起きてくる。やらなければ、もっとひどい批判が起きてくるというのがどうも岐阜県民の感情のようでございますから、批判を恐れておりますと、どちらをやっても批判を受けることになるわけでございますから、過去にも一九九〇年以降、十年ごとに記念行事というのは取り組まれておりますので、その方向を踏襲して、この事業は何としても御協力をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

三点目の経費の問題につきましては言うまでもないことでございますが、大体、百二十年の本体の事業に対しては千五百万程度、その他を含めまして千八百万ぐらいになる記念行事でございますけれども、それだけの予算をいただきましたから全部使い切りましようなどという愚かな考えではなしに、少しでも節約ができるように、予算はいただいたけれどもそれ以下に抑えるように全力を尽くして節約に努めた、そして住民の皆さん方がそれでも百二十周年記念行事を堪能できるように、全力で企画立案に取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

そして、事業の内容について一過性のものと残るものが当然あるわけでございますけれども、この種のことはどうしても一過性に陥りやすい傾向があるわけでございまして、少し我慢をいただかなければならぬのではないかと。こうした行事の性格上は、そういうこともある意味やむを得ないのではないかと。しかし、仮に一過性の行事でありまして、ここに住む皆さん方がこれから生活をしていく上で、あのときの百二十周年の記念行事はこういうことがあったというように人々の脳裏にいつまでも残って、思

い出として刻まれるということになれば、私は、それはそれで大きな百二十周年記念事業の成果になるのではないかと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、実行委員会や議会に御相談を申し上げてきょうまで進んでまいりました。不十分なところはあるかもしれませぬけれども、ぜひこの百二十周年記念事業を成功させて、次への我が町の飛躍のきっかけになるように全力を挙げる決意でございますので、御協力をぜひいただきますようお願いを申し上げます。

残余につきましてはまた、それから答弁漏れ等ありましたら、改めて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

一、十番 田中五郎君 六次総合計画につきましては、本予算に委託契約されておるのは僕の記憶では二百二十五万ちょっとというように記憶しております。僕が間違っておたらお許しをいただきたいと思いますが、そのように記憶では思っております。

ただし、前回に出されました委託事業は約五百万ぐらいであったが、執行部の方で、あとの半分は自分たちで努力するんだという意見は承っております。それで、執行部のお力添えをひとつお願いしたいと思います。

六次総につきましたは、僕も大變厳しい問題点があるかと考えております。そういう中で町長は取り組まなければならぬ。本当に町民に理解を得る六次総合計画が立てられるか、私としても、残されたのは要するに五年でありますので、最後まで見届けるところはできないかもわかりませんが、計画とは本当に時代とともに変動し、変わってきます。町長も申されておりますように、町長の政策である草の根作戦、特に大事であります、また今回

につきましては、二十年度予算について各町内をできるだけ巡回し、その説明を実施していきたいという考えが示されており、こういう中で、できれば六次総問題等も踏まえて御説明を願いたいのと、現在、議員等が質問されております町の財政運営が大変厳しいものがあるということで、できるだけ町民に対する現状を報告していただき、町民に理解を求めていただき、さらには六次総合計画にも御協力を願えるような方策をとっていただきたいと考えておりますので、六次総合については町長にその点についてお願いをしておきます。

次に、百二十周年事業についてであります。この百二十周年事業について、十二月十四日、委員会が開かれました。僕は一月から、この十四日については欠席であるということを出してあります。あえて僕の欠席日にこの委員会が開催されました。これだけではありません。そのほかにも欠席のときに開かれております。そういうことで、僕が欠席したい理由は前から出してあったということであり、僕が欠席したい理由が乏しいということだけは心に置いていただきたいと思いますが、私が、町長の新聞報道によってされました二千八百万、その辺のところからいろんな人たちから苦情をいただいておりますのは、こんな今の時代でしょう、先ほど経常経費がすぐもうパンク状態になると課長はちゃんと説明されておる。だから、町の行政運営の中でお金が使われること、本当に将来が見届けられるのか、町民としては不安であります。行政に任せられるのか、町民としては不安が募るばかりだろうと私は思っています。だから、これから進める段階で、少しでも削減できる問題があれば実行していただきたい。それを願っておるわけなんです。だから、町長は削減できる問題については結果申されましたが、無駄な、見聞きするような問題については結果

的には残る問題ではございませんので、私としては賛成するわけにはいきません。よって、これ以上申しませんが、できるだけ執行の段階で目を通しながら、現実、執行に当たっていただきたいと思っております。お願いをして質問を終わります。

一、町長 恐縮ですけれども、別に申し上げることはございませんが、一つだけはっきりしておきたいと思っております。

総務管理費の企画費で、六次総の委託料は二百五十二万予算書に計上しておりますので、お間違いのないように、御承知おきをいただきたいと思っております。

一、議長 それでは、これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りをいたします。委員会審査等のため、三月十五日から三月二十日までの六日間、休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、三月十五日から三月二十日までの六日間、休会とすることに決しました。

第四日は、二十一日午前九時三十分から本会議を開くことにいたしますと思っております。

本日はこれにて散会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午後三時五分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年三月十四日

議 長

署名議員

署名議員

